



国保連合会ガイド

MIYAGI Kokuho Rengokai Guide



宮城県国民健康保険団体連合会

目 次

I 国保連合会の概要

1	目的と性格	01
2	設立	01
3	名称・所在地	01
4	組織	01
5	主な事業と財源	02
6	役員	02
7	会員名簿	03
8	事務局組織図	04

II 国保連合会の事業

1	診療報酬審査支払等に関する事業	05
2	保険者事務共同処理事業	08
3	介護保険に関する事業	14
4	障害者総合支援等に関する事業	18
5	保健事業	20
6	広報及び研修事業	22
7	特定健診・保健指導に係る費用決済、共同処理事業	24
8	出産育児一時金等の直接支払制度に関する事業	25
9	医療・介護DXの推進	25
10	第3期中期経営計画（令和7年度～令和9年度）概要	26
11	各種協議会・委員会	28
12	その他	29

III	年表	30
-----	----	----

I 国保連合会の概要

1 目的と性格

宮城県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、国民健康保険法に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的としており、その性格は公法人です。（国保法第83条）

よって、国保連合会の事業は、保険者、つまり国民健康保険の事業主体の基本的な事業（例えば、保険給付及び保健事業）に限らず、国民健康保険に関連のある事業を行うことができます。

2 設立

昭和16年 宮城県国民健康保険組合連合会を設立（7月17日認可）

昭和23年 宮城県国民健康保険団体連合会に改称（昭和23年6月国保法第83条改正による。）

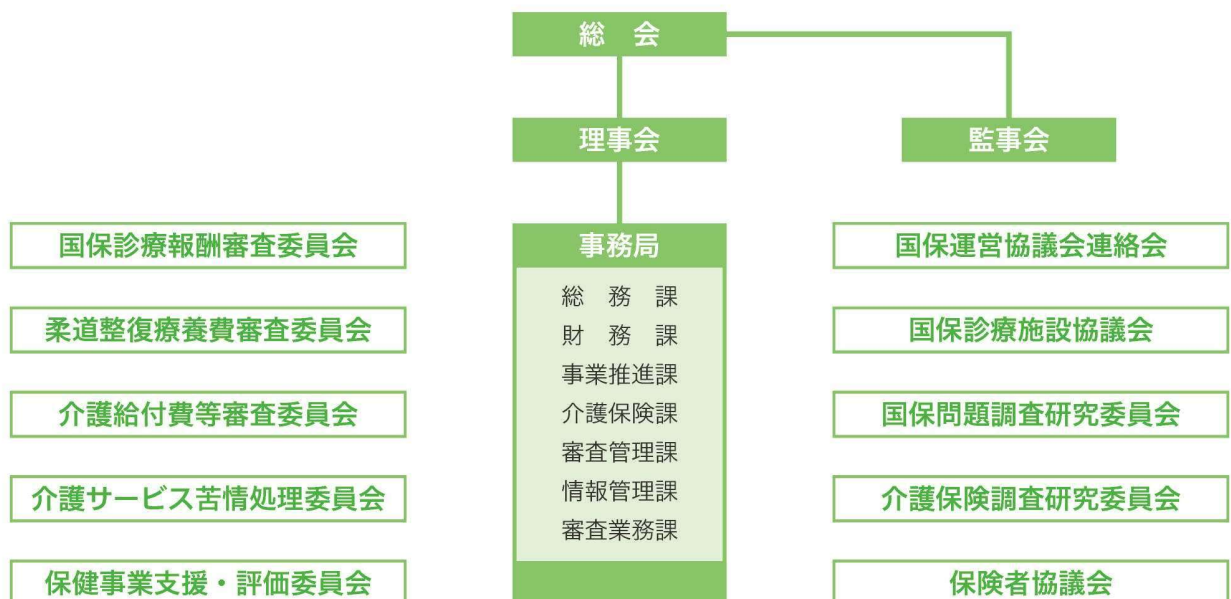
3 名称・所在地

名 称 宮城県国民健康保険団体連合会

所在地 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号（宮城県自治会館内）

4 組織

国保連合会の構成員（会員）は、国民健康保険の保険者である県、市町村及び国民健康保険組合です。都道府県を区域とする区域内の3分の2以上の保険者が加入したときは、その区域内の保険者すべてが会員となります。（国保法第84条第3項）



5 主な事業と財源

主な事業

- (1) 診療報酬審査支払等に関する事業
 - ・診療報酬審査支払業務
 - ・診療報酬審査委員会の運営
 - ・療養費の審査等業務
 - ・宮城県後期高齢者医療広域連合からの受託事業
 - ・レセプト点検事務支援
- (2) 保険者事務共同処理事業
 - ・共同電算処理事業
 - ・国保総合システムによるデータ連携
 - ・国保情報集約システムによる資格管理
 - ・第三者行為求償事務
 - ・地方単独事業による乳幼児医療費助成事業に関する審査支払業務
 - ・オンライン資格確認業務
- (3) 介護保険に関する事業
 - ・介護給付費等審査支払業務
 - ・介護給付費等審査委員会の運営
 - ・保険者事務共同処理業務
 - ・介護給付適正化業務
 - ・保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
 - ・介護サービス苦情処理業務
 - ・介護予防支援費等におけるサービス計画等原案作成委託料支払業務
- (4) 障害者総合支援等に関する事業
 - ・障害介護給付費等審査支払業務
 - ・障害福祉サービス等共同処理業務
- (5) 保健事業
 - ・保健事業の支援
 - ・国保データベース（KDB）システムの活用促進
 - ・保健事業支援・評価委員会の運営
 - ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」への支援
- (6) 広報及び研修事業
 - ・広報事業
 - ・研修事業
- (7) 特定健診・保健指導に係る費用決済、共同処理事業
- (8) 出産育児一時金等の直接支払制度に関する事業
- (9) 医療・介護DXの推進

主な財源

- (1) 保険者負担
 - ・一般負担金
 - ・審査支払手数料
 - ・共同電算処理受託手数料
 - ・国保情報集約システム運用委託手数料
- (2) 補助金
 - ・国庫補助金
 - ・県補助金

6 役員

役員は、会員である保険者を代表する者の中から選任します。

役職名	理事長	副理事長	常務理事	理事	監事	合計
定数	1人	2人	1人	9人	2人	15人

7 会員名簿

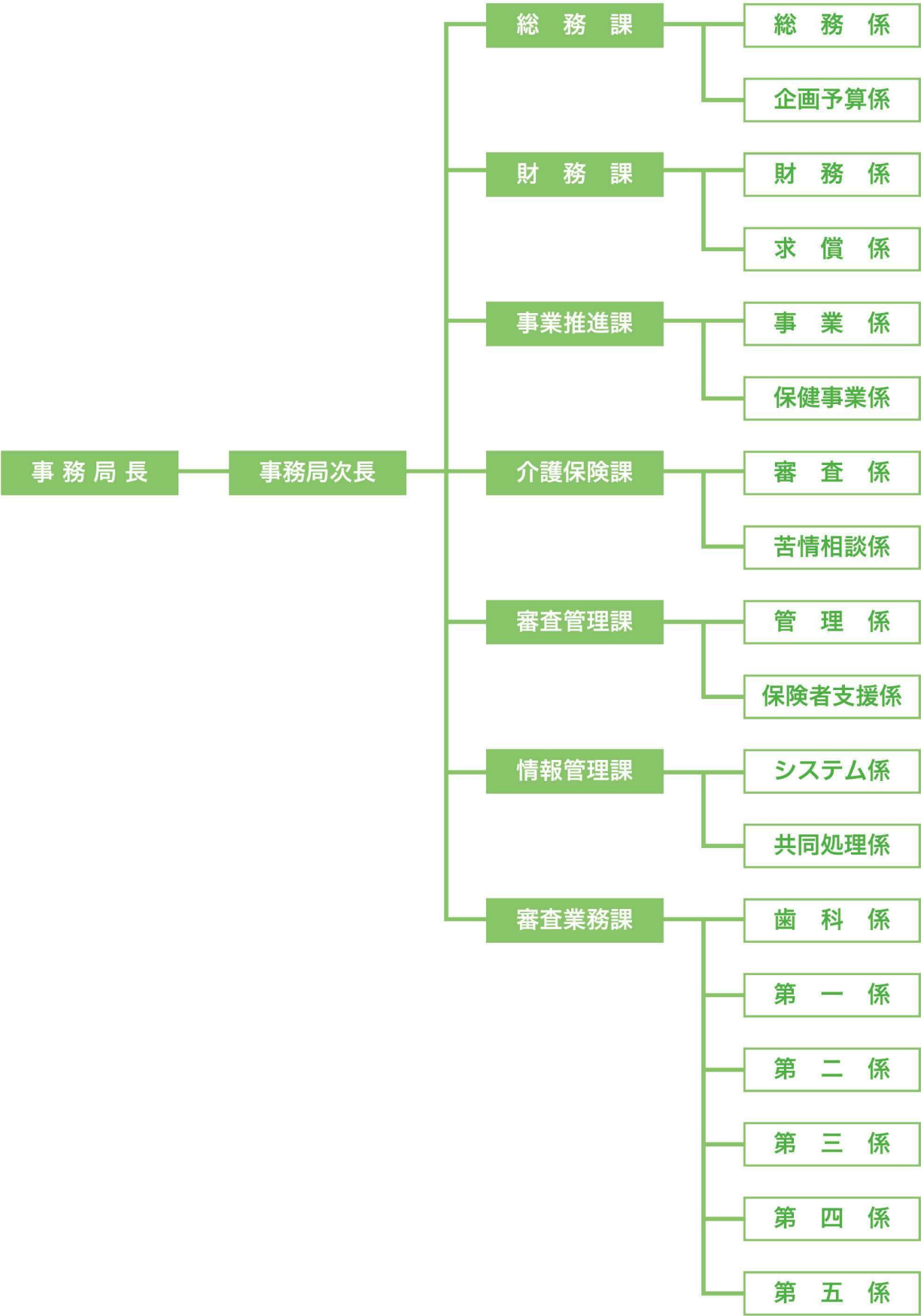
区 分	県	市	町 村	国保組合	合 計
保険者数	1	14	21	3	39

※順不同

保 険 者	事業開始年月日	保 険 者	事業開始年月日
宮城県	平成30年 4月 1日	川崎町	昭和30年 4月20日
仙台市	昭和32年11月 1日	丸森町	昭和29年12月 1日
石巻市	平成17年 4月 1日	亘理町	昭和31年 1月 1日
塩竈市	昭和34年 4月 1日	山元町	昭和35年 1月 1日
気仙沼市	平成21年 9月 1日	松島町	昭和24年 2月 1日
白石市	昭和29年 4月 1日	七ヶ浜町	昭和24年 6月 1日
名取市	昭和30年 4月 1日	利府町	昭和34年10月 1日
角田市	昭和23年10月 1日	大和町	昭和30年 4月20日
多賀城市	昭和34年 4月 1日	大郷町	昭和29年 7月 1日
岩沼市	昭和30年 4月 1日	大衡村	昭和23年10月28日
登米市	平成17年 4月 1日	色麻町	昭和25年12月 1日
栗原市	平成17年 4月 1日	加美町	平成15年 4月 1日
東松島市	平成17年 4月 1日	涌谷町	昭和30年 7月15日
大崎市	平成18年 3月31日	美里町	平成18年 1月 1日
富谷市	平成28年10月 1日	女川町	昭和34年 4月 1日
蔵王町	昭和30年 4月 1日	南三陸町	平成17年10月 1日
七ヶ宿町	昭和23年10月 1日	宮城県歯科医師 国民健康保険組合	昭和32年11月 1日
大河原町	昭和31年 9月30日	宮城県医師 国民健康保険組合	昭和33年10月 1日
村田町	昭和23年10月 1日	宮城県建設業 国民健康保険組合	昭和45年 7月27日
柴田町	昭和31年 4月 1日		

8 事務局組織図

令和7年4月1日現在



Ⅱ 国保連合会の事業

1 診療報酬審査支払等に関する事業

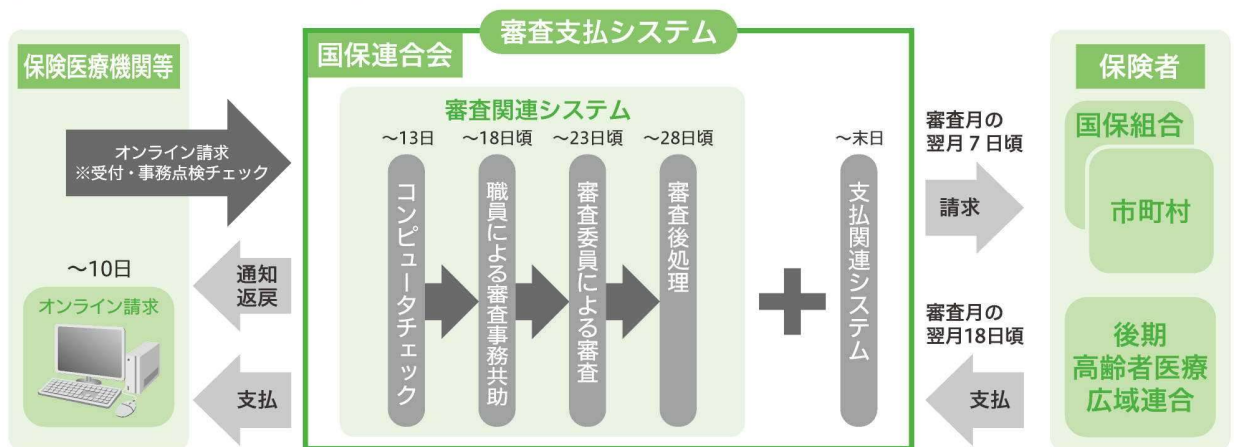
1 診療報酬審査支払業務

本会では、国民健康保険法第45条第5項及び高齢者の医療の確保に関する法律第70条第4項の規定に基づき、保険者及び後期高齢者医療広域連合からの受託により、保険医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）等が適正であるか否かの審査を実施し、診療報酬等の保険者への請求事務及び事業者等への支払事務を行っています。

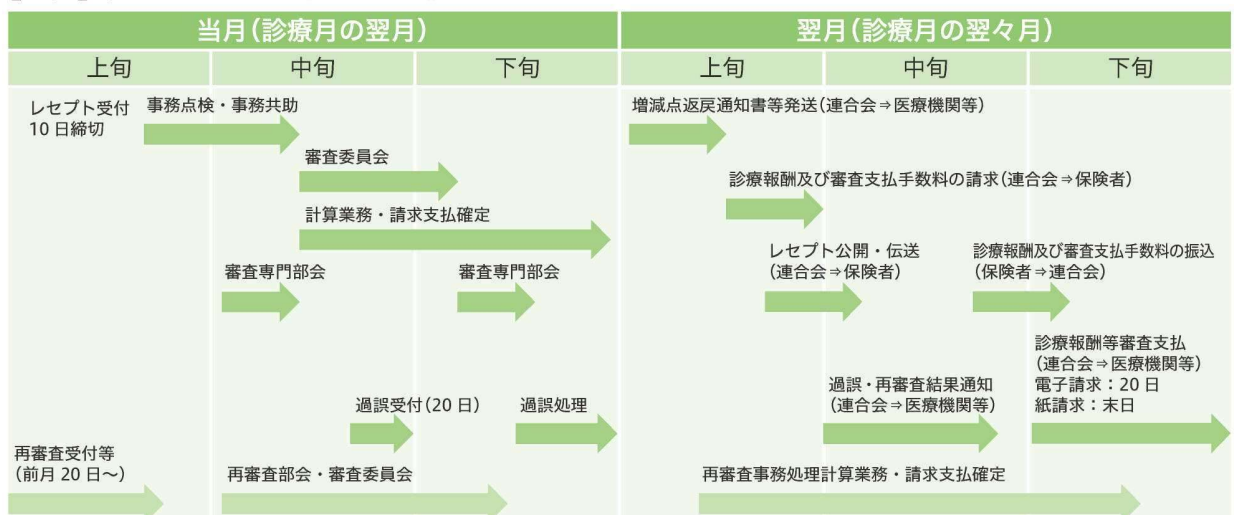
審査支払業務は国保連合会の基幹業務であり、取扱件数は年間約1千9百万件、支払額約4千3百億円（令和6年度分）に上るレセプトの事務処理を行っています。そこで、診療報酬等の適正な審査及び迅速な支払を期するため、重点審査の実施やコンピュータチェック等ICTを活用した効率的かつ効果的な審査等の実施により、職員による審査事務共助の一層の推進を図り、審査委員会における審査が効率的に進行するよう努めるなど、審査支払体制の充実強化による医療費の適正化に取り組んでいます。

なお、原則すべての保険医療機関等に電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）が義務付けられており、本会の令和6年度末の電子レセプトの割合は、医科98.1%、歯科95.9%、調剤99.4%となっています。

【レセプトの審査支払の流れ】



【日程】標準的な診療報酬審査支払処理



2 診療報酬審査委員会の運営

保険者及び後期高齢者医療広域連合から受託した診療報酬明細書等の審査を行うため、国民健康保険法第87条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第126条第1項の規定に基づき、本会に「国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置しています。

なお、国民健康保険法第88条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第127条の規定に基づき、審査委員会は、都道府県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、都道府県及び当該都道府県内の市町村並びに組合（以下「保険者」という。）を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織しており、審査の適正かつ公正を図るため、審査委員会にそれぞれ部会及び委員会を設置しています。



審査委員会は毎月5日間開催されます（土曜日を含む）。会期中には再審査部会及び運営委員会並びに全員協議会を開催するとともに、審査委員会日の前後2日間を基本として審査専門部会を開催し、審査情報の共有や運営の円滑化に努めています。

このほか、各都道府県審査委員会の会長で組織する全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会が設置されており、審査基準の統一に関する協議などが行われています。

レセプト審査においては、診療報酬点数表や審査機関で統一した審査基準を基に、コンピュータチェックを有効活用して適正な審査に努めています。

また、現在の審査委員は63人（医科53人・歯科9人・調剤1人）となっています。

(1) 全員協議会

審査委員の意志統一を目的として、再審査部会の協議事項の審議を行うとともに、審査方法及び基準等における全体協議を行い、審査基準の統一化と情報共有を図っています。

(2) 再審査部会

保険者と医療機関からの再審査申立について審議を行うとともに、審査基準及び審査委員からの疑義照会等について協議を行っています。

(3) 審査専門部会

審査に注意が必要と判断された医療機関や、高額な医療費となっている入院レセプト及び特に専門的な審査を必要とするレセプトについて専門的かつ重点的な審査を行っています。

(4) 運営委員会

審査委員会の運営等に関して、会長、会長代理及び常務処理審査委員をもって協議し調整を図っています。

3 療養費の審査等業務

(1) 柔道整復療養費

柔道整復療養費については、保険者及び後期高齢者医療広域連合から受託し、審査支払業務を行っています。

柔道整復師から提出された柔道整復施術療養費支給申請書の審査を行うため、柔道整復療養費審査委員会が本会に設置されており、学識経験者(3人)・施術師代表(3人)・保険者代表(3人)で構成された審査委員9人で毎月審査を行っています。

また、柔道整復療養費の請求内容に不正等があるか確認するため、柔道整復療養費審査委員会に面接確認委員会を設置し、面接による確認を実施しています。

(2) その他の療養費

その他の療養費として、あはき療養費(はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費)・治療用装具・移送費・海外療養費・特別療養費があり、保険者及び後期高齢者医療広域連合から受託して、事務点検を行っています。

4 宮城県後期高齢者医療広域連合からの受託事業

平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度について、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、宮城県後期高齢者医療広域連合から以下の業務を受託しています。

- ・診療報酬審査支払業務
- ・柔道整復施術療養費審査支払業務
- ・療養費支給申請書点検業務
- ・診療報酬明細書等一次審査資格確認結果処理業務
- ・第三者行為求償事務
- ・後期高齢者医療請求支払システム等を利用した電算処理業務

後期高齢者医療に係る請求支払等の関係業務を行うシステムで、全国の国保連合会において稼働しています。

なお、広域連合側の基幹システムである後期高齢者医療広域連合電算処理システムや国保総合システム等との連携により、効率的な事務処理を実施しています。

5 レセプト点検事務支援

保険者におけるレセプト点検事務を支援するため、担当職員及びレセプト点検員等に対して、点検の基礎知識及び申出事務等の個別支援を実施し、医療費適正化を積極的に推進しています。

2 保険者事務共同処理事業

1 共同電算処理事業

保険者の事務処理と国保連合会の事務処理を一元的に処理し、保険者における事務の軽減・効率化を図っています。

事業区分	事業内容
被保険者資格情報の処理	国保総合システム等で使用する被保険者の資格情報（以下、「被保険者異動情報」という。）について、次のとおり処理しています。 ①市町村国保 国保情報集約システムに日次及び随時送信される被保険者異動情報（世帯、個人、所得区分）を、国保総合システムに連携し管理しています。 ②国保組合 毎月初めに、国保総合システムで受付点検した被保険者異動情報（全件）を更新し、管理しています。
診療報酬明細書等の被保険者資格確認及び給付記録管理	診療報酬明細書情報と被保険者資格情報を突合し、資格確認を行います。給付記録は国保総合システムで管理しており、画面から検索が可能です。
高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費制度*	①高額療養費 国保連合会を算定主体とする市町村の場合、仮算定及び本算定の計算処理を行い、支給事務に必要な情報及び帳票を作成し、高額該当情報を国保情報集約システムへ連携しています。市町村が算定主体となる場合は、計算処理結果等を参考資料として情報提供しています。 ②高額医療・高額介護合算療養費制度 国保総合システム及び介護保険システムとのデータ連携により仮算定及び本算定処理を行い、計算結果を保険者に提供しています。
医療費通知	作成を希望する保険者から、はがきの作成・納品を受託しています。医療費がどれほどかかったのかを被保険者に認知してもらうため、はがきには被保険者が受診した医療機関名、医療費の総額、日数又は回数、被保険者の窓口負担金額等を記載しています。
後発（ジェネリック）医薬品利用差額通知	作成を希望する保険者から、はがきの作成・納品を受託しています。後発医薬品使用の普及促進を図るため、先発医薬品を使用している被保険者宛てに、後発（ジェネリック）医薬品に切り替えた場合の負担額の差額（見込み額）を記載したはがきを作成しています。
事業状況報告及びその他各種統計資料作成	保険者から受け付けた国保事業状況報告（事業月報・年報）の集計を県から受託し、報告しています。 また、年報を用いて医療費に関する統計資料を作成し、保険者に提供しています。

*市町村国保は、平成30年4月から高額療養費の計算事務の算定主体を国保連合会か市町村のいずれかに決定することとされました。

2 国保総合システムによるデータ連携

国保総合システムは、国保連合会がレセプトの審査・支払業務等国民健康保険関係業務（後期高齢者医療関係業務も一部含む）に活用するための各標準システムの総称です。各システムは、共通する基盤を通じてデータの共有化やデータの連携が可能となっています。

(1) 審査支払系システム

①レセプト電算処理システム

保険医療機関等から磁気媒体及びオンラインにより提出された診療報酬等の電子レセプトを受付し、事務点検機能によりレセプト電算処理システムで登録されたレセプト情報が届出基準や算定ルールに沿って適切に請求されているか、内容の整合性及び不備等について点検します。また、レセプト電算処理システムに登録されたレセプト情報を画面審査システムによりパソコン画面に表示し、審査委員及び職員が画面上で審査及び事務審査を行っています。

②国保請求支払システム

レセプトの審査結果に基づき費用を算出し、保険者及び公費負担者への請求額情報と医療機関への支払額情報を作成しています。

(2) 保険者サービス系システム

①資格・給付確認等機能

保険者の事務運営に役立つ情報の提供及び業務支援を目的として、被保険者の資格及び給付の確認、高額療養費及び高額医療・高額介護合算療養費の計算処理、各種統計の作成など、保険者事務の基本的な共通業務を一元的に処理しています。また、平成30年4月からの国保制度改革に伴い、国保情報集約システムと情報連携することにより県内市町村間異動に伴う高額計算等の処理結果を反映しています。

②保険者レセプト点検機能

電子レセプト及び紙レセプトを電子化して保険者へ提供し、保険者のレセプト保管・管理及びレセプト点検、過誤・再審査申出業務等を行っています。

(3) 共通基盤システム

審査支払系システム及び保険者サービス系システムの土台となり、業務機能の共有化、データ連携の効率化、開発効率の向上を目的としています。

○保険者間調整

平成26年12月5日付け厚生労働省保険局通知により、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の恒久的な保険者間での調整について、保険者の事務処理の負担を軽減する観点から、保険者等と業務委託契約を締結し、精算業務の一部を行っています。

3 国保情報集約システムによる資格管理

国保情報集約システムは、平成30年4月からの国保制度改革に向けて開発されたシステムです。市町村国保の都道府県単位化に伴い、被保険者が県内他市町村へ転居した場合の被保険者の資格管理や転居前後における世帯継続の確認を行うほか、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地市町村に引き継ぐなど、県内市町村間の情報連携等を支援しています。国保連合会では、国民健康保険法第113条の3に基づき県内全ての市町村から共同委託を受け、システムの管理運用を行っています。

集約システムに登録された被保険者資格情報等を国保総合システムに連携し、レセプトの資格点検や高額計算を行っています。また、高額計算結果をもとに作成する高額該当情報を国保総合システムから集約システムに連携することにより、高額情報を引継ぎし、多数回該当の管理を行っています。オンライン資格確認においては、医療保険者等向け中間サーバーに資格情報を連携しています。

国保連合会ガイド

【概要】 国保総合システム、国保情報集約システム及び各システムの連携



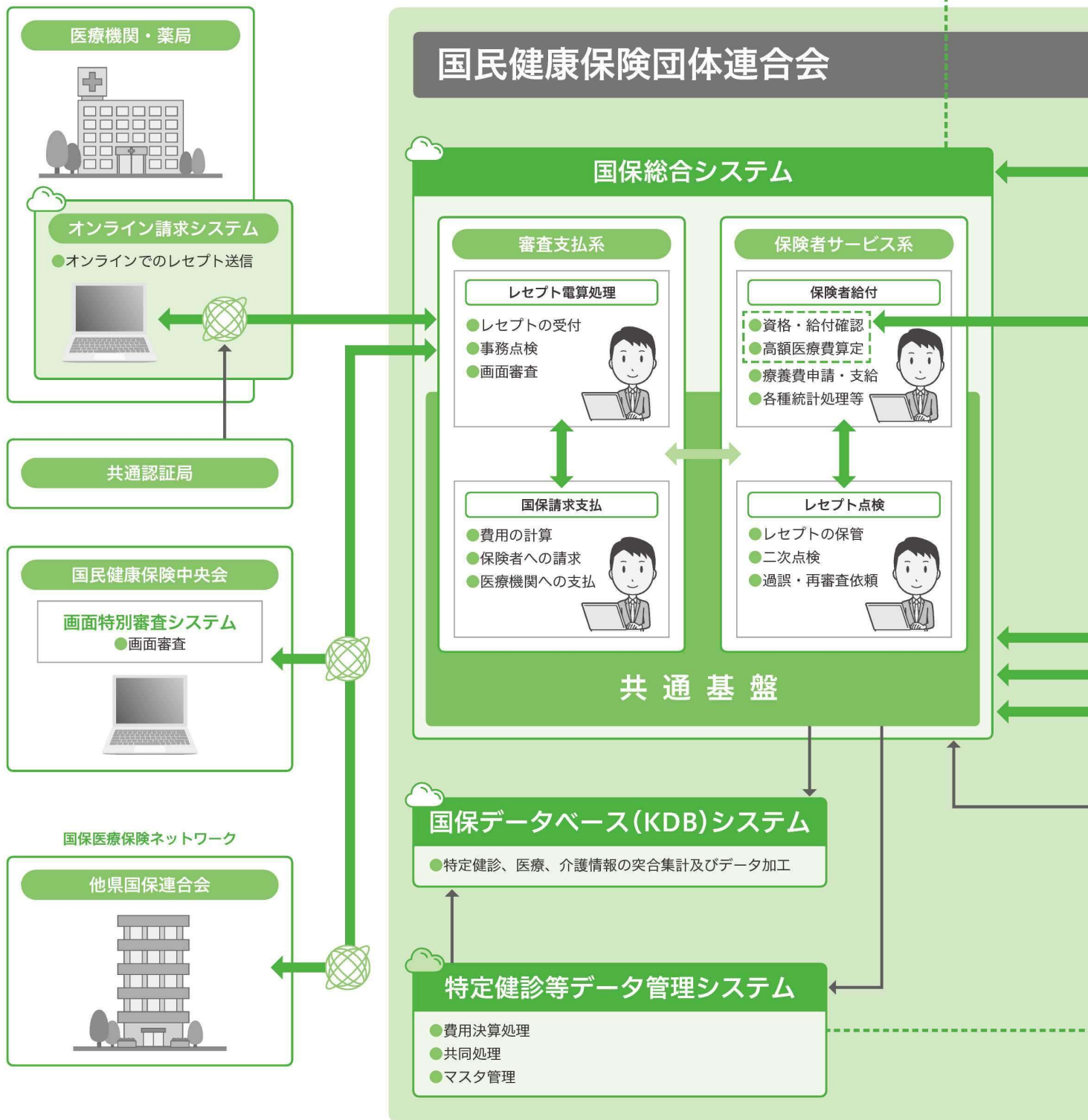
ネットワーク

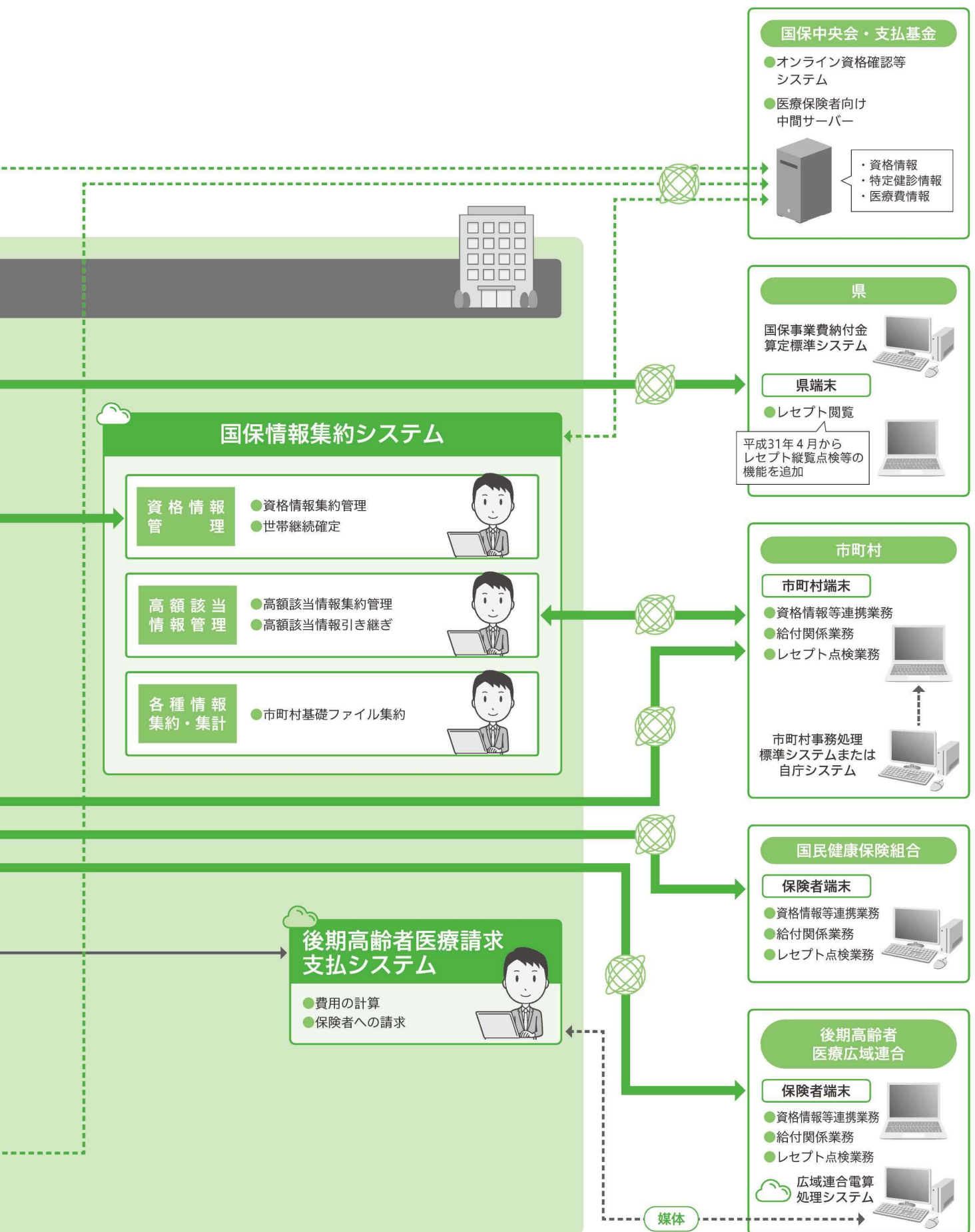


令和7年3月末時点でクラウド済のシステム



令和7年度以降にクラウド化予定のシステム

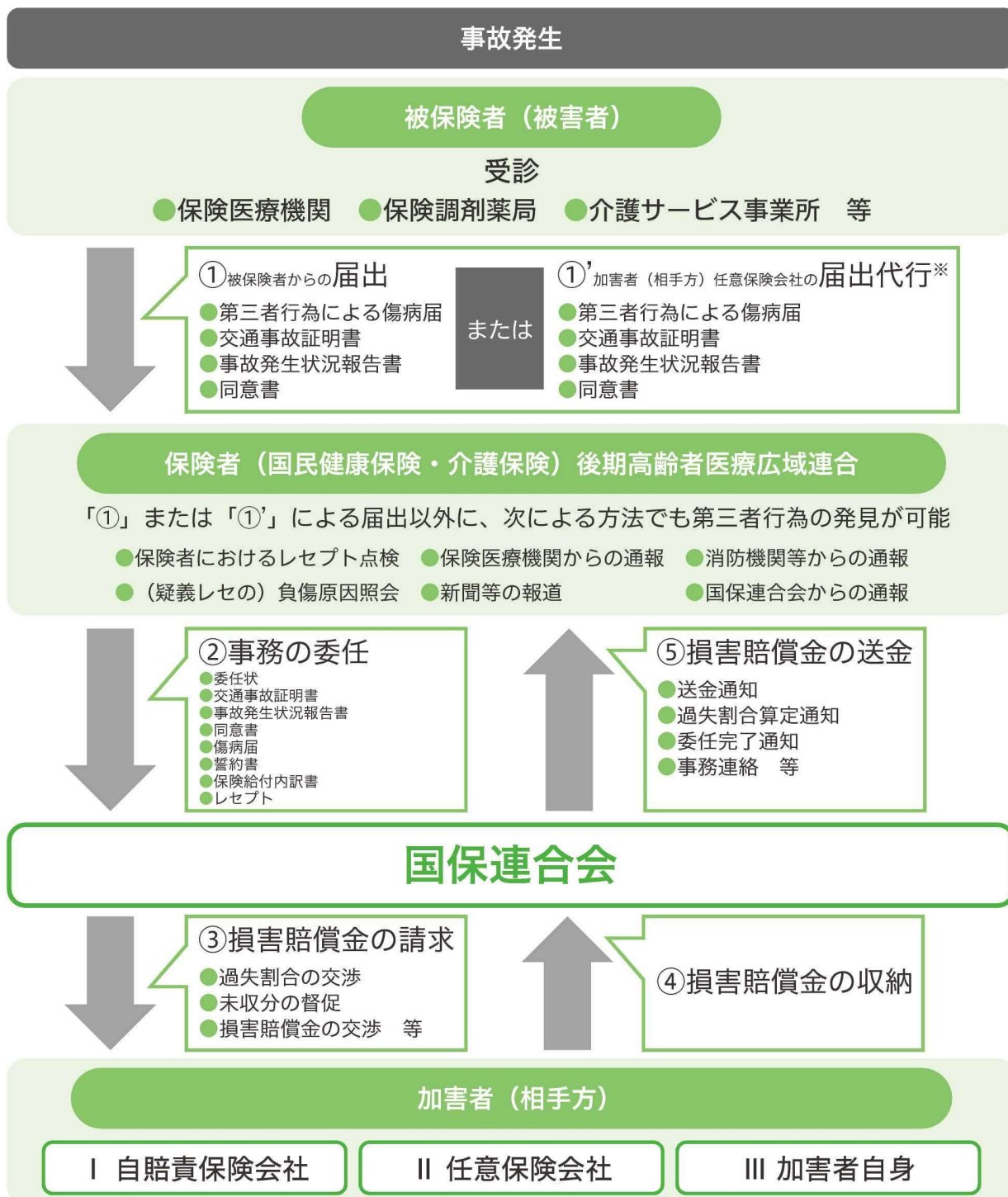




4 第三者行為求償事務

保険者等から受託し、国民健康保険及び後期高齢者医療保険並びに介護保険給付の第三者行為損害賠償請求に係る事務を行い、保険者等事務の軽減と効率化を図るとともに医療費及び介護給付費の適正化を推進しています。内容は交通事故のほか、闘争・犬咬傷・食中毒などすべての不法行為に基づく第三者行為傷害事故を受託しています。

【概要】 第三者行為求償事務取扱いの流れ（交通事故の場合）



※国民健康保険または後期高齢者医療制度の適正な利用の促進と国保等の財政の健全化を目的として、損保会社等が国保保険者等に対して書類の作成及び提出援助をするものです。

5 地方単独事業による乳幼児医療費助成事業に関する審査支払業務

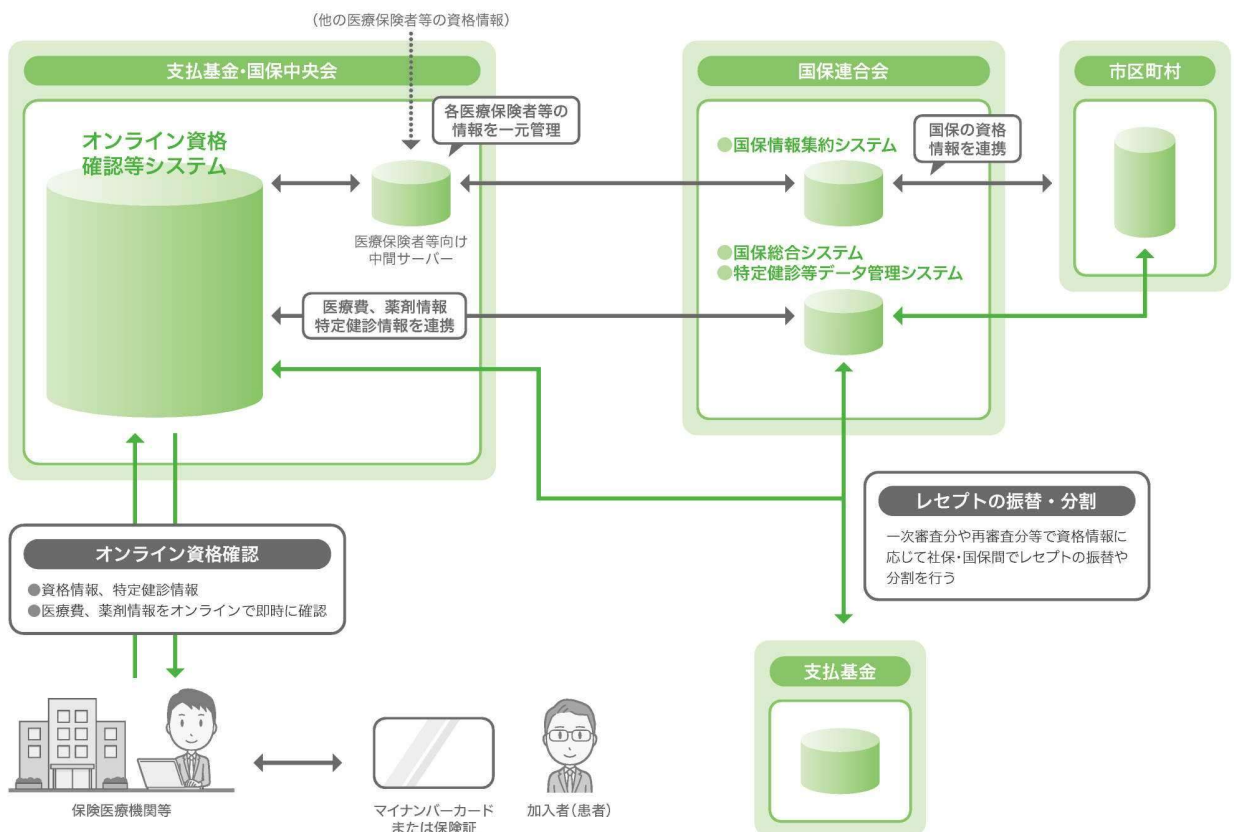
国保連合会は、市町村が実施する乳幼児医療費助成制度について、乳幼児医療の審査支払業務を宮城県から受託しています。

市町村国保加入者については公費併用レセプトによる現物給付を行っています。また、社会保険加入者については、仙台市は公費併用レセプトによって現物給付を行い、仙台市以外は「連記式請求書」による現物給付を行っています。

6 オンライン資格確認業務

オンライン資格確認は、オンライン資格確認等システムにより各医療保険者の資格履歴を一元的に管理し、保険医療機関等の窓口における資格確認（医療保険の加入状況確認）等を患者のマイナンバーカードや保険証をもとに即時に行う仕組みです。国保連合会は、国保情報集約システムを介して医療保険者等向け中間サーバーに市町村国保の資格情報を連携しています。

（イメージ）



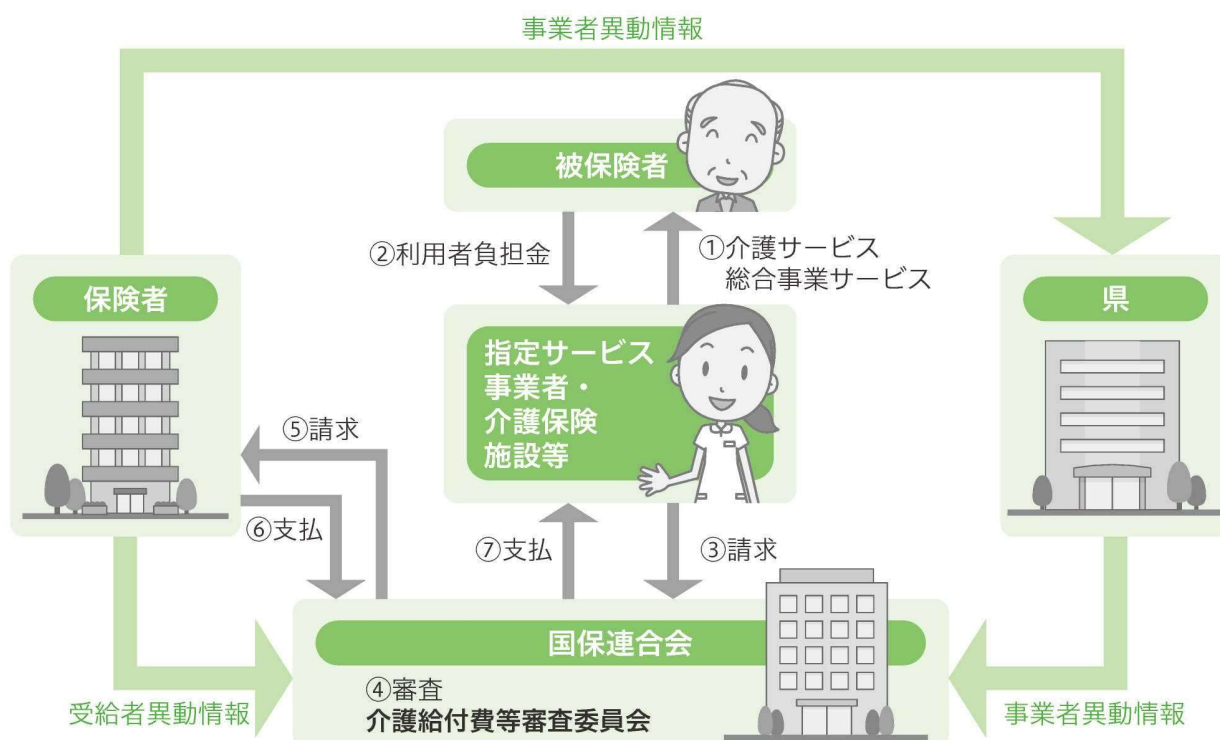
審査支払機関での受付時に、保険医療機関等が請求した電子レセプトの被保険者証記号・番号、受診日情報等を用いて、本来どの保険者へ請求すべきレセプトなのかをオンライン資格確認等システムが判定しています。そして、受診日の全部、もしくは一部が元々記録されていた請求先保険者とは別の保険者の資格有効期間に含まれる場合には、レセプトの振替（全部の場合）または分割（一部の場合）を行っています。振替・分割先のレセプトは審査支払機関へ送付され、受付が行われます。

3 介護保険に関する事業

1 介護給付費等審査支払業務

国保連合会は介護保険法第176条第1項第1号及び第2号に基づき保険者から受託し、指定サービス事業者や介護保険施設等から提出された請求明細書等を受け付け、システムによるチェック及び介護保険法第179条に基づき設置している介護給付費等審査委員会による審査を実施し、介護給付費等の保険者への請求事務及び事業者等への支払事務を行っています。取扱件数は年間約335万件、支払額約1千9百億円（令和6年度分）に上る事務処理を行っています。

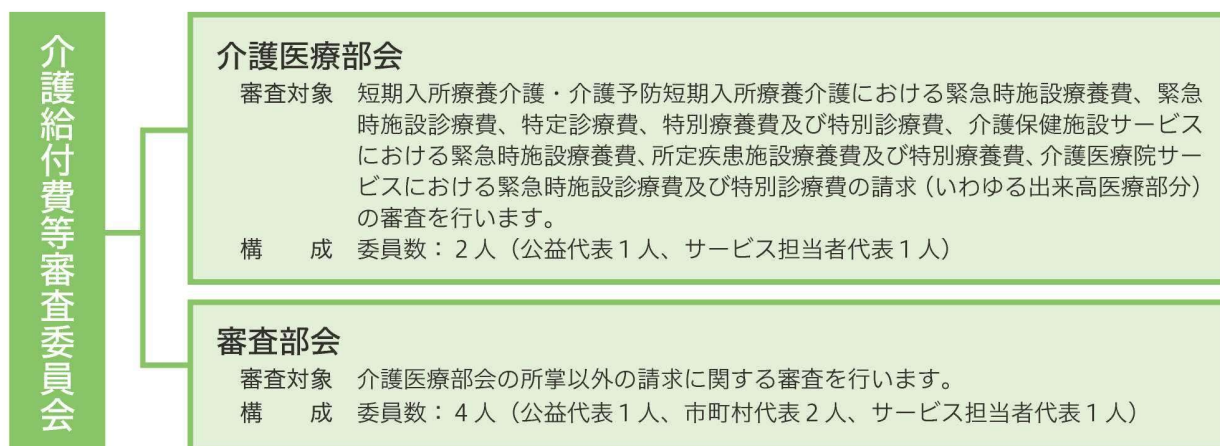
【概要】 審査支払業務フロー



2 介護給付費等審査委員会の運営

介護給付費等請求明細書の審査を行うため、介護保険法第179条の規定に基づき、介護給付費等審査委員会を設置しています。

介護給付費等審査委員会は、その内容に応じて「介護医療部会」と「審査部会」の2部構成となっています。

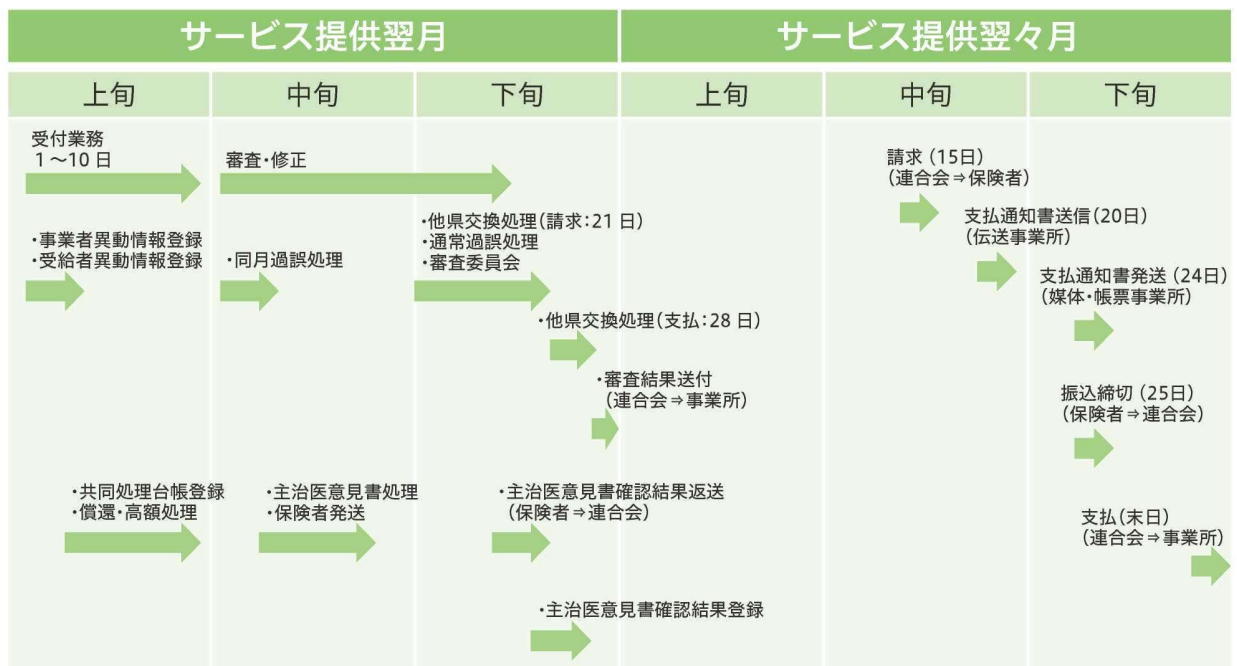


3 保険者事務共同処理業務

保険者における事務の効率化と経費削減を目的に、以下の介護保険に係る事務処理を保険者から受託しています。

- ・要介護認定更新支援処理
- ・償還払給付額管理処理
- ・介護給付費通知作成処理
- ・高額介護サービス費支給処理（高額介護サービス費相当事業処理を含む。）
- ・市町村特別給付等支払処理
- ・主治医意見書作成料支払処理
- ・認定調査委託料支払処理
- ・統計資料作成処理
- ・高額医療合算介護（予防）サービス費支給事務に関する業務
- ・介護給付適正化業務
- ・その他関連業務

【日程】 標準的な介護給付費等審査支払業務



4 介護給付適正化業務

国保連合会は、「給付実績を活用した情報提供」、「医療給付情報との突合」、「縦覧点検」を行い、保険者が行う介護給付適正化事業を支援しています。

○給付実績を活用した情報提供

国保連合会が保有する介護給付の実績から、不適正・不正な可能性のある利用者や事業所をシステムより抽出して、介護給付の適正化に資する情報提供を行っています。

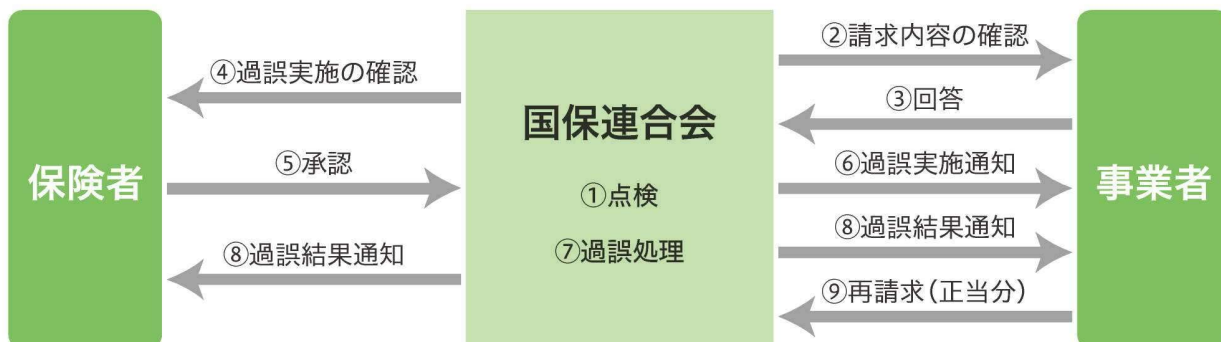
○医療給付情報との突合

国保連合会が保有する医療及び介護の給付実績等を活用して、医療給付情報と介護給付情報の突合点検を行った結果、疑義のある請求について事業所等へ確認して、誤りがあった請求について過誤調整を行っています。

○縦覧点検

同一事業所の複数月の明細書の内容や、提供されたサービス種類の関係、異なる事業所の明細書の内容を点検した結果、疑義のある請求について事業所等へ確認して、誤りがあった請求について過誤調整を行っています。

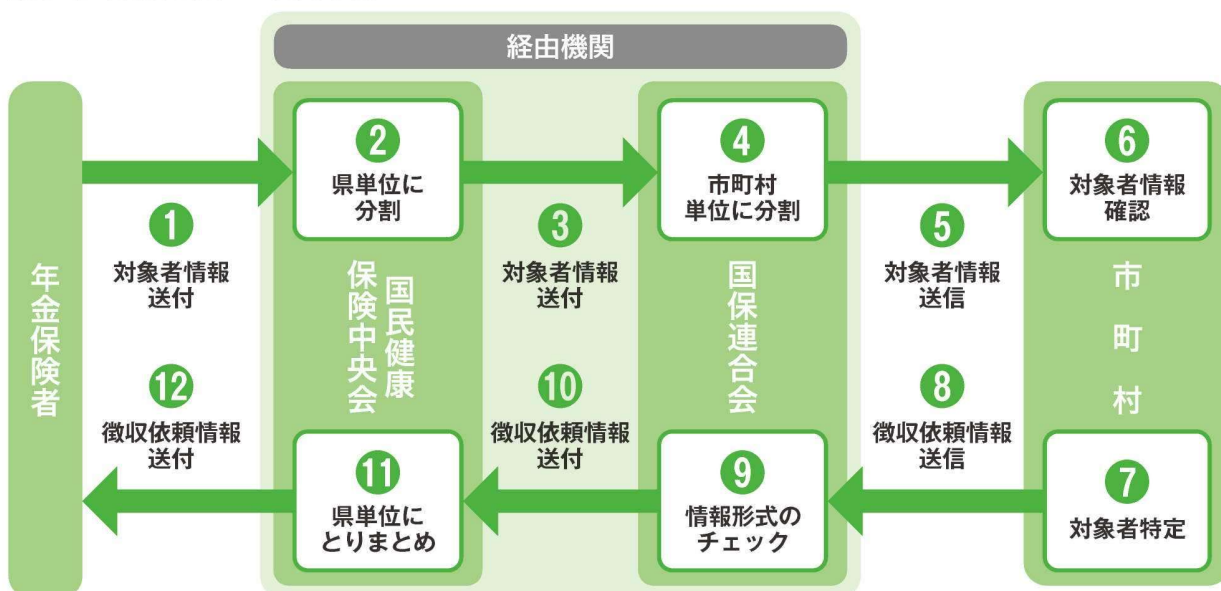
【概要】介護給付費適正化業務（縦覧点検・医療給付との突合）フロー



5 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

介護保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収について、国保連合会、国民健康保険中央会を経由機関とした、保険者と年金保険者間の情報授受業務を行っています。

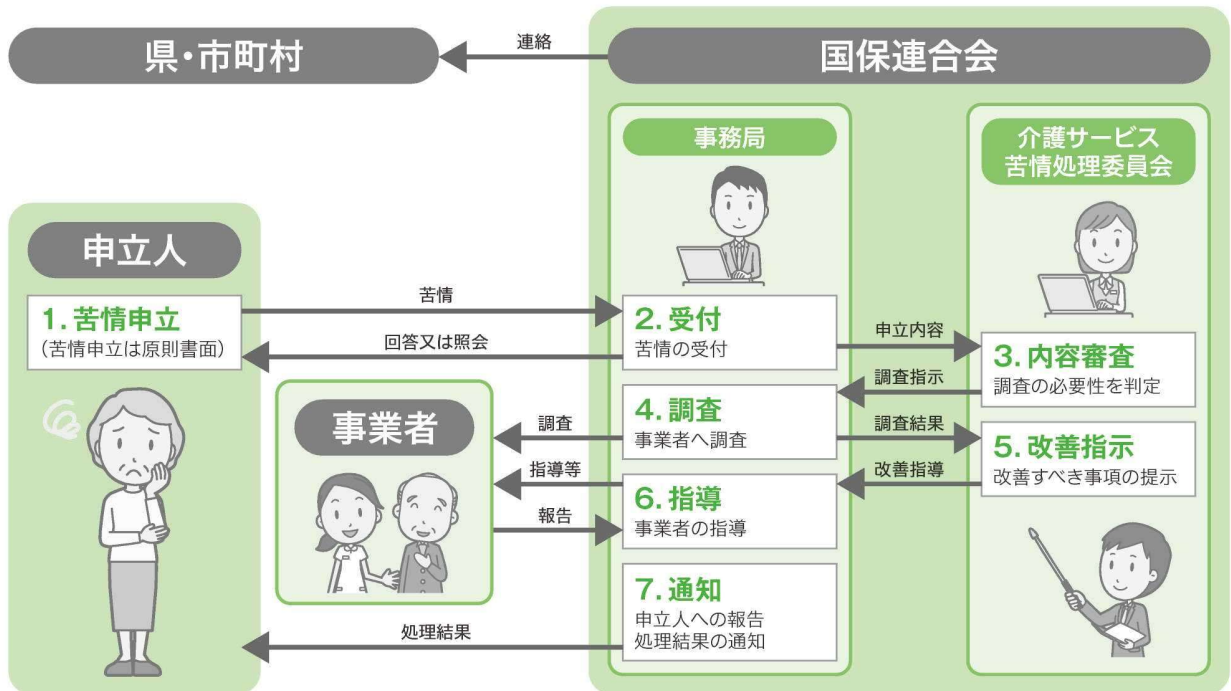
【概要】特別徴収経由機関業務フロー



6 介護サービス苦情処理業務

国保連合会は、サービス利用者や家族等からの介護サービスに関する相談・苦情を受け付け、相談先の紹介や、サービス事業者等に対し、サービスの質の向上を目的とした調査及び指導、助言を行っています。

【概要】苦情処理業務フロー



○介護サービス苦情処理委員会

介護保険法第176条第1項第3号に規定されている、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに必要な指導、助言を行うため、介護サービス苦情処理委員会を設置しています。

○介護サービスワンランクアップ事業

介護サービスの質の向上を目的に、相談・苦情の申立にかかわらず事業所の訪問調査を行い、その結果を、必要に応じて助言するとともに、質の高い介護サービスを行っている事業者については、事業者の了解のもと、その内容を公開し、県内の事業者全体のレベルアップにつなげていくための事業を行っています。

7 介護予防支援費等におけるサービス計画等原案作成委託料支払業務

地域包括支援センターは、介護予防サービスまたは総合事業サービスに係る原案の作成及び給付管理業務等の一部の業務を居宅介護支援事業所に委託することが認められており、本事務を委託している地域包括支援センターは、国保連合会から受領した介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費から、委託料相当分を委託先の居宅介護支援事業所に対して支払っています。

国保連合会では、当該委託料支払事務について、市町村及び地域包括支援センターの事務負担軽減を目的として、保険者から事務を受託し、国保連合会から委託先の居宅介護支援事業所に直接委託料の支払業務を行っています。

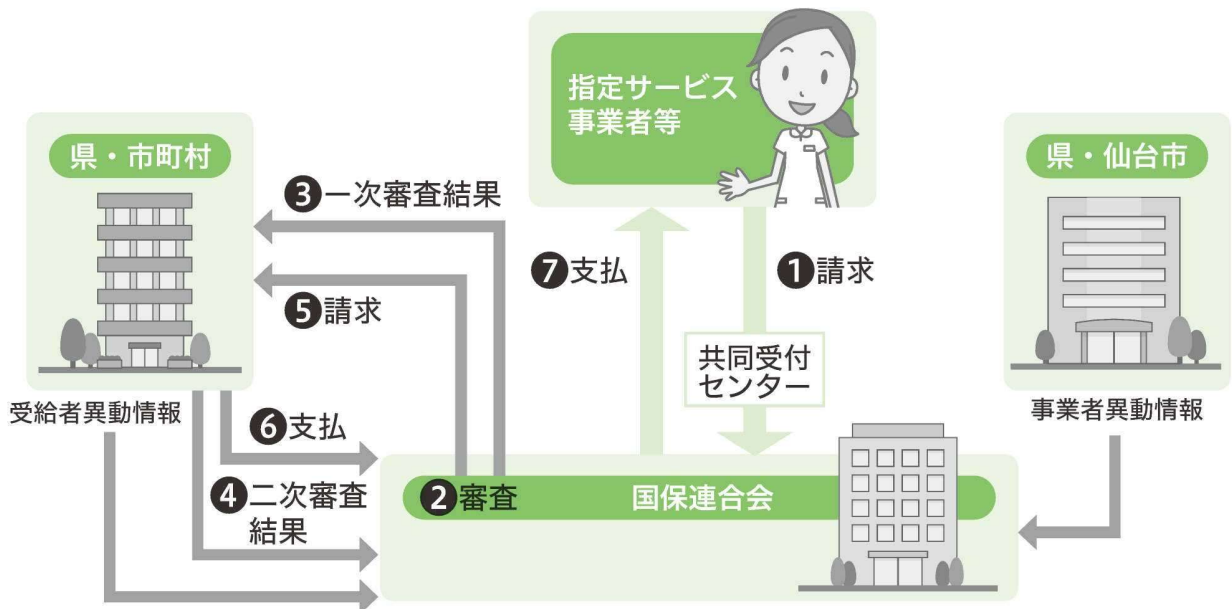
4 障害者総合支援等に関する事業

1 障害介護給付費等審査支払業務

国保連合会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第96条の2に基づき、市町村から受託した障害者に係る介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・計画相談支援給付費の審査及び支払業務、児童福祉法第56条の5の2に基づき、市町村及び県から受託した障害児に係る障害児通所給付費・障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費・障害児相談支援給付費の審査及び支払業務を行っています。

指定サービス事業者等からの障害介護給付費等の請求明細書等はすべてオンラインで受け付け、国保連合会での一次審査と市町村及び県の二次審査を行います。審査後、市町村及び県への請求額及び事業者等への支払額を決定し、市町村及び県への障害介護給付費等請求事務と事業者等への障害介護給付費等支払事務を行います。取扱件数は年間約49万件、支払額約630億円（令和6年度分）に上る事務処理を行っています。

【概要】審査支払業務フロー

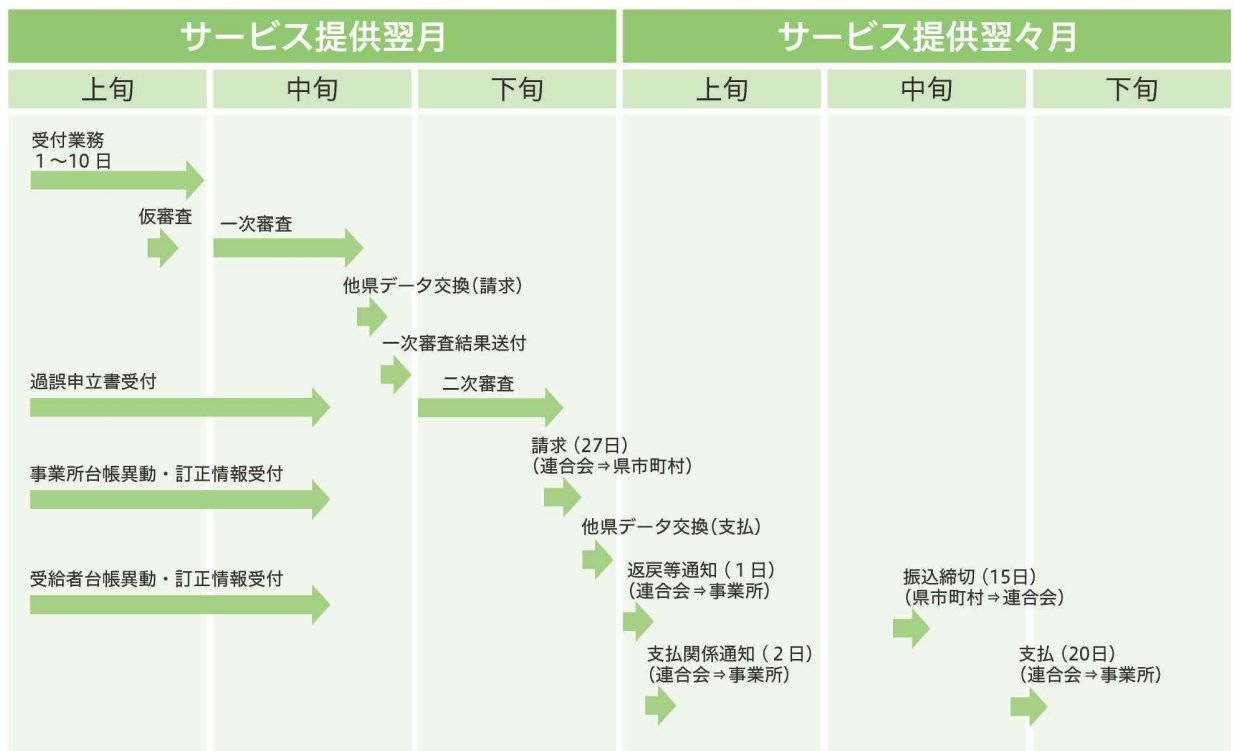


2 障害福祉サービス等共同処理業務

市町村における事務の効率化と経費削減を目的に、以下の障害福祉サービス等に係る事務処理を市町村から受託しています。

- ・ 基準該当障害福祉サービス等に関する特例介護給付費等の審査支払処理
- ・ 基準該当障害児支援に関する特例障害児給付費等の審査支払処理
- ・ 地域生活支援事業に関する審査支払処理
- ・ 自治体独自給付等に関する審査支払処理
- ・ 高額障害福祉サービス費及び高額障害児給付費支給支援処理
- ・ 統計資料作成処理
- ・ 訪問調査委託料支払処理
- ・ その他関連業務

【日程】 標準的な障害福祉サービス費等審査支払業務



5 保健事業

1 保健事業の支援

各保険者における保健事業の効果的な展開に資するため、研修会の開催や健診・医療情報等を提供しています。また、健康測定機器の貸出や広報事業の実施など、保険者が行う保健事業への支援を行っています。

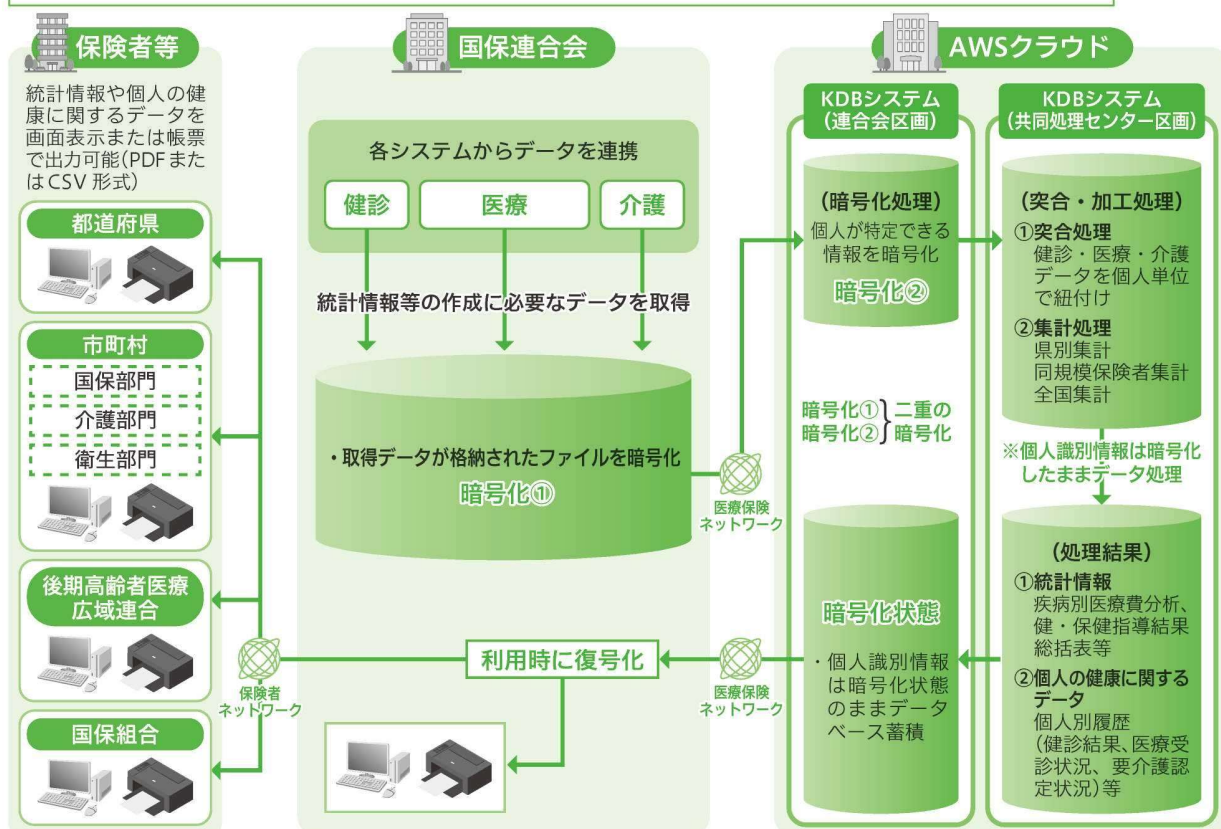
事業区分	事業内容
研修会の開催及び調査・研究に関する事業	・ 保健事業に関する研修会 ・ 国保データベース（KDB）システムを活用したデータ提供・分析
特定健康診査等の推進に関する事業	・ 特定健康診査等に係るデータ提供・分析
国保連合会保健師の活動	・ 市町村保健事業への支援 ・ 市町村で行う健康教室、介護予防教室等への支援 ・ 市町村保健事業モデル事業への参画・支援
健康づくりを主体とした地区活動事業	・ 在宅保健活動者連絡協議会の運営 ・ 健康測定機器等の貸出
保健事業に関する広報・啓発の事業	・ 広報誌発行による情報提供 ・ パンフレットによる啓発

2 国保データベース（KDB）システムの活用促進

特定健診等情報、医療情報、介護情報を突合し、データヘルス計画等の策定や評価などの基礎情報として提供し、住民の健康状況の把握等に活用しています。

【概要】国保データベース（KDB）システム全体

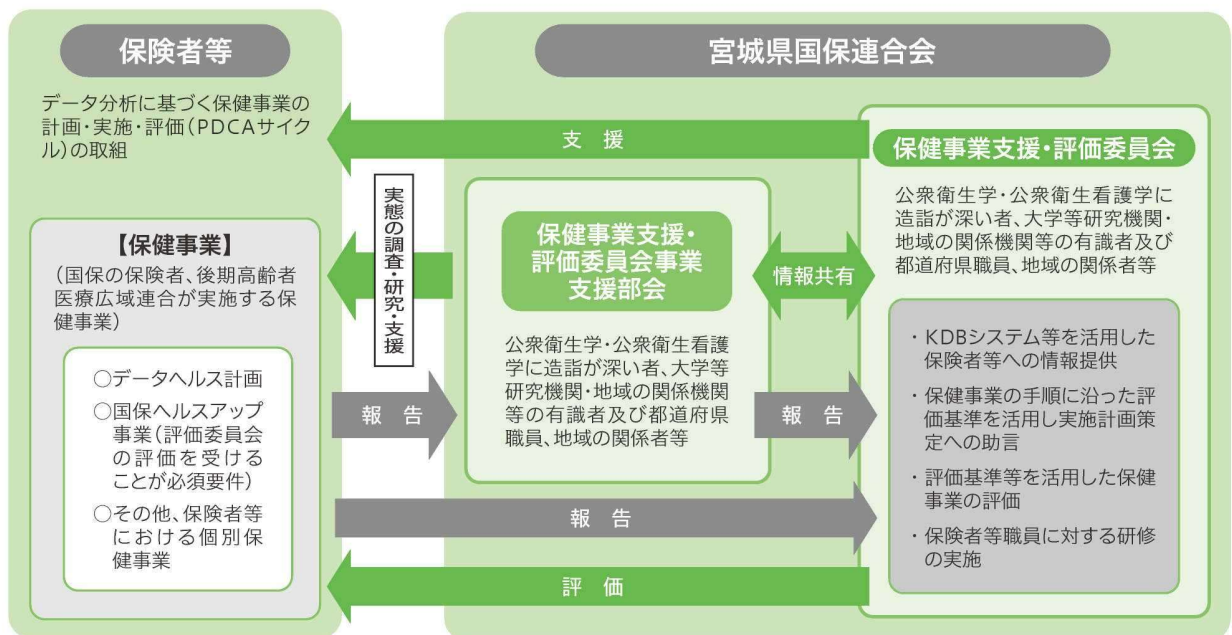
● 国保データベース（KDB）システムは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」を作成し、提供する。



3 保健事業支援・評価委員会の運営

保険者がデータヘルス計画に基づく保健事業の実施を効果的・効率的に展開することができるよう支援することを目的に、保健事業支援・評価委員会を設置しています。

委員会では、保険者がレセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画策定及び目的達成に向けた実施状況（過程）に対する助言・支援を行います。また、保険者への実地支援として、KDBシステム等を活用した分析結果等の支援を行うため、保健事業支援・評価委員会事業支援部会を設置しています。



4 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」への支援

市町村が、高齢者を対象とする保健事業を介護の地域支援事業や国保の保健事業と一体的に実施することで、健康寿命が延伸されること等をねらいとしています。本会では、データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価等を実施しています。

6 広報及び研修事業

1 広報事業

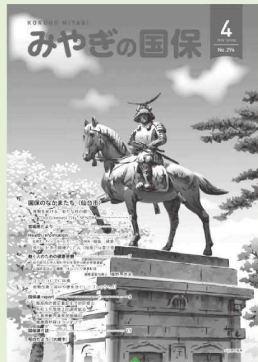
保険者に対し、各保険者の事業内容の紹介や本会の事業内容の報告、各保険者間の情報交換等を目的とした広報誌を作成しています。また、国保に関する最新情報の提供も行っています。

その他、国民健康保険被保険者等に対し、国保制度の普及や啓発、健康づくりに関する情報の提供、国保料（税）の納付推進に向けた事業を行っています。

- ・ 広報誌「みやぎの国保」の作成・配布：年4回、保険者及び関係機関配布
- ・ 広報パンフレット「私たちの国保」：希望保険者に対し、国保世帯数分を作成
- ・ 国保保険料（税）収納率向上対策事業：PRポスター、広報グッズの作成
- ・ 国保新聞の幹旋・配布：購読料の一部を助成
- ・ 国保情報の提供：国保中央会から配信される国保情報を保険者等へ配信

みやぎの国保

令和5年度
みやぎの国保4月号



令和6年度
みやぎの国保4月号

国保保険料（税）収納率向上対策事業



令和5年度作製ポスター

私たちの国保



私たちの国保No.56
(令和5年度作製)

私たちの国保No.57
(令和6年度作製)



お問い合わせは各市町村・国保組合の窓口へ
宮城県・市町村・国民健康保険組合
宮城県国民健康保険団体連合会



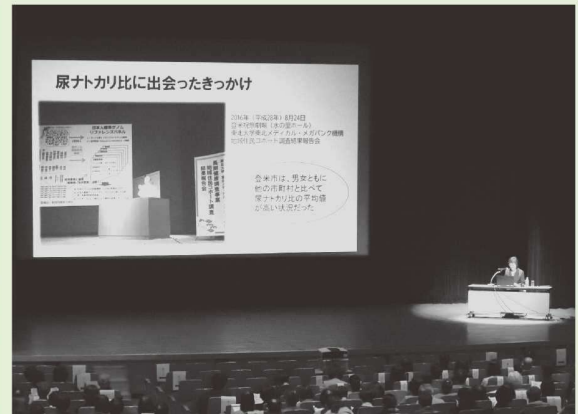
令和6年度作製ポスター

2 研修事業

国民健康保険事業の安定的運営、財政の健全化に資するため、各種研修会を開催し、国保担当者のスキルアップの支援や国保制度等に関する情報提供を行っています。

- ・こくほ健康フォーラム21
- ・介護サービスの質の向上に関する市町村担当者、事業所管理者等研修会
- ・市町村国保連協委員及び国保主管課長・国保組合事務（局）長等合同研修会
- ・国保主管課長・国保組合事務（局）長会議
- ・国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会
- ・レセプト点検事務実務者研修会
- ・国保担当職員初任者研修会
- ・電算共同処理事務担当職員研修会
- ・第三者行為求償事務担当者研修会
- ・市町村介護保険担当職員研修会
- ・介護給付適正化システム研修会
- ・障害福祉サービス等給付担当者研修会
- ・その他各専門研修会

こくほ健康フォーラム21



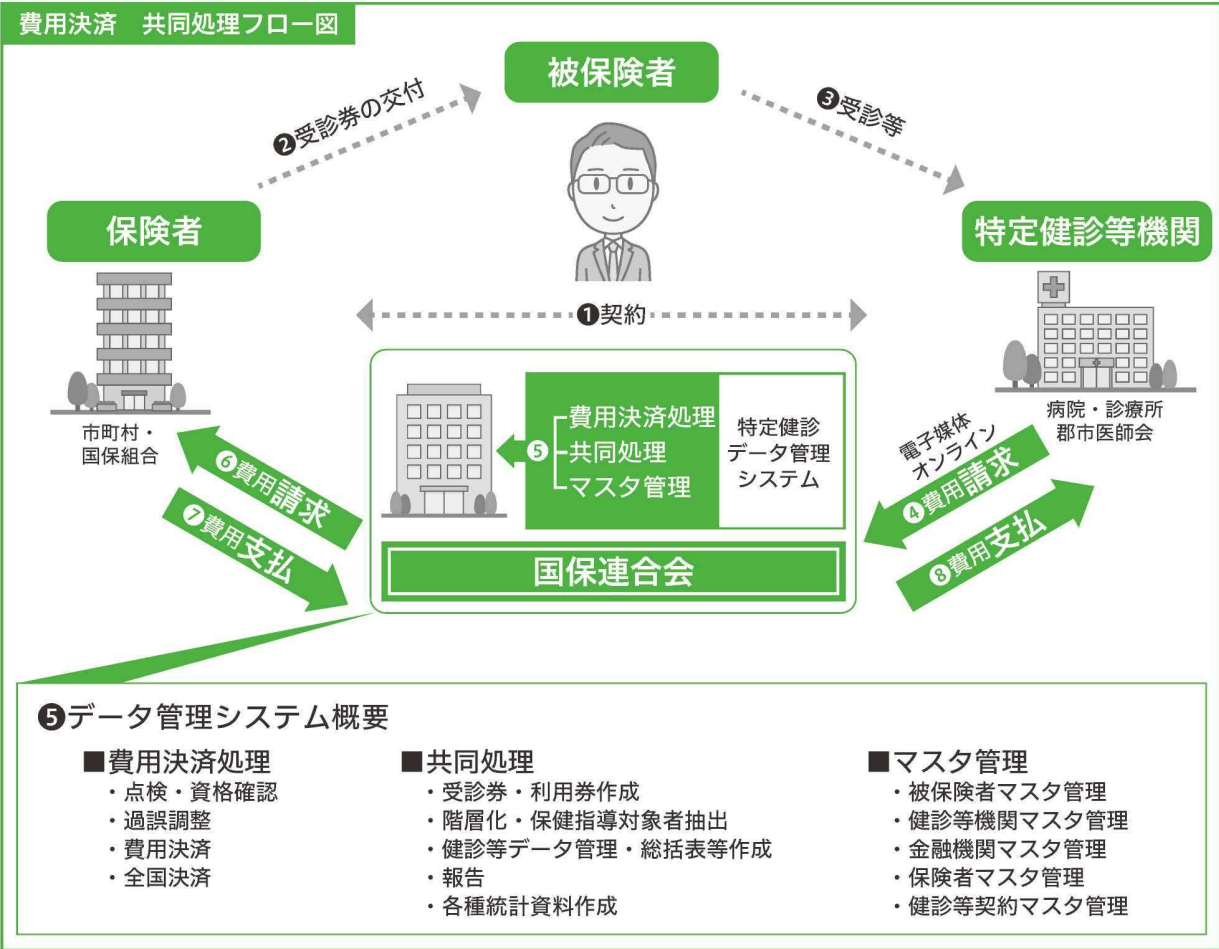
介護サービスの質の向上に関する市町村担当者、事業所管理者等研修会



7 特定健診・保健指導に係る費用決済、共同処理事業

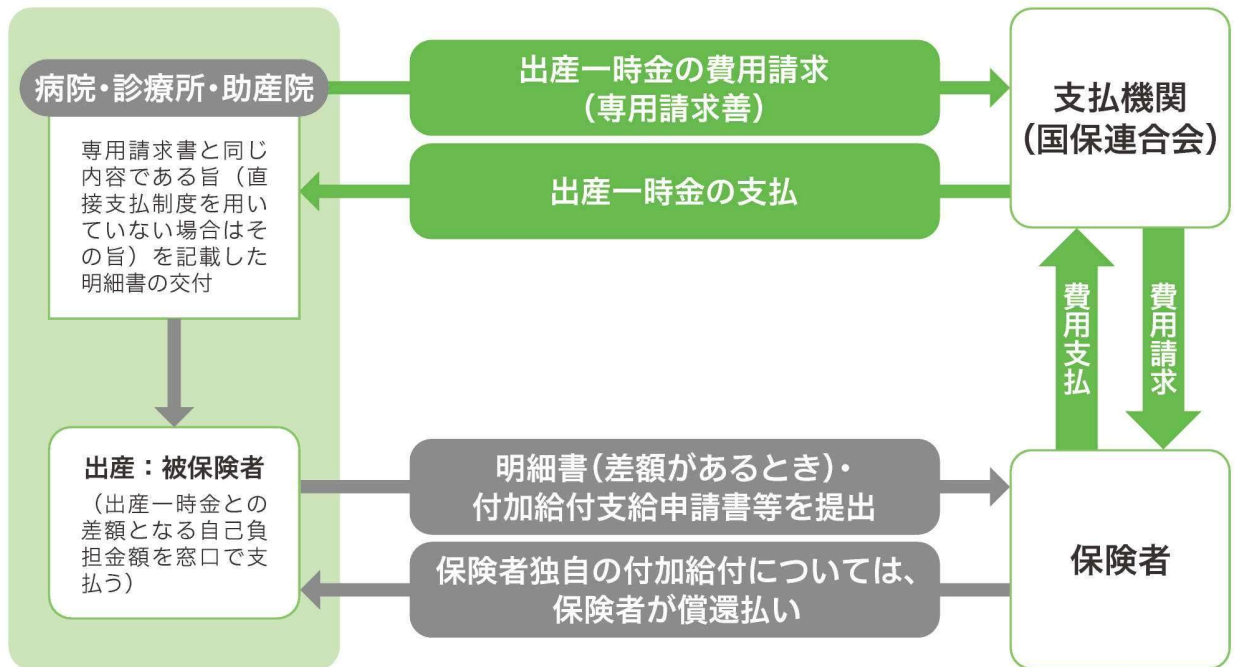
特定健診・保健指導及び後期高齢者医療被保険者に対する健康診査について、特定健診等データ管理システムを活用した、健診・保健指導の費用決済や特定健診受診券等の発行などの共同処理業務を行い、国へ報告する法定報告書を作成しています。

【概要】システム全体概念図



8 出産育児一時金等の直接支払制度に関する事業

国保連合会は保険者からの受託により、保険医療機関等からの出産育児一時金の費用を保険者へ請求し、保険医療機関等へ直接支払う事業を実施しています。



9 医療・介護DXの推進

国においては、医療DX推進本部が設置され、令和5（2023）年6月には「医療DXの推進に関する工程表」を策定し、各施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進していくこととされました。

この医療DXの柱の一つである「全国医療情報プラットフォームの創設」は、オンライン資格確認等システムの基盤を活用することとされており、国保中央会においては、医療保険者等向け中間サーバーやオンライン資格確認等システムの保守運用や介護情報基盤構築に係る開発に携わっています。

また、医療・介護DXにより、ペーパーレス化を進め、電子情報の共有により業務の効率化の実現をめざすこととしており、本会も一部業務を担うこととなっています。

10 第3期中期経営計画（令和7年度～令和9年度）概要

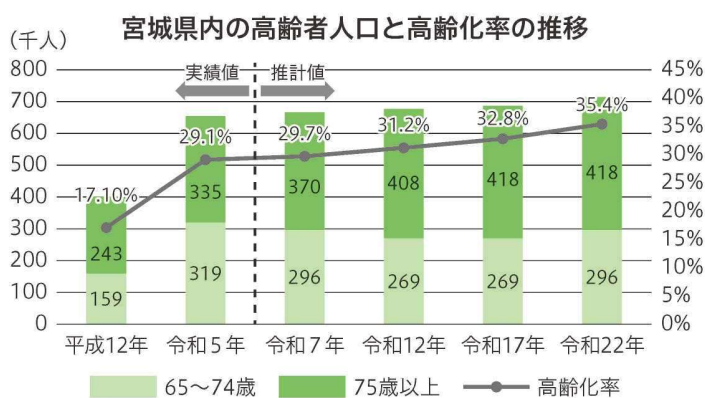
▶ 策定の趣旨

中期経営計画は、市町村、保険者及び後期高齢者医療広域連合に対し質の高いサービスを提供できる組織としての役割を発揮し、医療保険制度等の維持を支え、安心して健やかに暮らせる宮城県を築くための一助となることを目的としています。第3期中期経営計画では、中期経営計画（平成29年度～令和元年度）及び第2期中期経営計画（令和2年度～令和6年度）の取組結果を踏まえ、今後も国が進める審査支払機関改革に加えて、データヘルス改革や医療費適正化の取組の推進、医療・介護・母子保健DXなどのデジタル化の進展に的確に対応するとともに、第3期宮城県国民健康保険運営方針等、宮城県の医療・保健・介護・障害福祉分野における各種計画を踏まえた運営方針を策定し、その実現に向けた取組を計画的に遂行します。

▶ 保険者・国保連合会を取り巻く情勢の変化

1 少子高齢化の更なる進展

- 宮城県の高齢化率は令和5年3月末現在29.1%であり、令和17年には県民の3人に1人が高齢者になると見込まれています。
- 特殊出生率は全国平均よりも低く、減少傾向にあり少子高齢化が進展しています。
- 少子高齢化の進展や被用者保険の適用拡大等により、国保の被保険者数は減少しています。
- 後期高齢者被保険者数は、団塊ジュニア世代が75歳以上となる令和32年まで増加すると見込まれています。
- 要支援・要介護認定者数及び認定率は、令和22年度まで増加することが見込まれています。



2 医療費・介護費等の増大

- 宮城県の国保被保険者数は減少しているものの、国保医療費総額は横ばい、後期高齢者医療の被保険者数と医療費総額及び介護費等の総額は増加の傾向にあります。
- 1人当たり医療費については、高齢化率の上昇や医療技術の進展等により、国保・後期高齢者ともに増加傾向にあります。

3 審査支払機関改革への対応

- 令和2年7月17日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、令和3（2021）年3月に厚生労働省・支払基金・国保中央会の三者連名で、「審査支払機能に関する改革工程表」を公表しました。
- 「審査結果の不合理な差異の解消」に向け、コンピュータチェックや審査基準の統一化に向けた取組、支払基金及び国保中央会の審査・支払領域の共同開発・共同利用に向けた取組を進めており、今後は、国保総合システムのクラウド化に伴う保険者共同処理系の最適化等を行い、保守・運用費用の削減を実現することとしています。

4 データヘルス改革の推進

- 国保連合会・国保中央会は、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の令和5年度からの原則義務化をはじめ、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化」、「診療報酬改定DX」及び「柔道整復療養費におけるオンライン請求導入の検討」等の対応を求められています。

5 医療・介護DXへの対応

- ・医療・介護DXへの対応として、ペーパーレス化を進め、電子情報の共有により業務の効率化の実現をめざすこととしており、本会も一部業務を担うこととなっています。

▶ 国保連合会のめざす方向

宮城県の市町村、保険者、広域連合及び国保連合会を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、第2期中期経営計画における評価を踏まえ、今後の重要施策を定め、具体的方策に掲げた目標の実現に向けて計画的に取り組み、宮城県の市町村、保険者及び広域連合が実施する医療・保健・介護・福祉業務を総合的に支援し、質の高いサービスを提供できる組織をめざします。

【重要施策】

- 1 医療費等の適正化の推進
- 2 保険者等支援の充実・強化
- 3 安定的なシステム運用及びシステム更改・クラウド化に向けた対応
- 4 新たなニーズに伴う業務対応
- 5 効果的で安定した組織基盤の確立・強化

▶ 計画の期間

令和7年度から令和9年度までの3年間の計画としています。

国保中央会で作成した「国民健康保険中央会システム計画」（システム開発・機器更改等の計画）の計画期間との整合性を図ることにより、今後予定されている医療・介護DXの推進をめぐる動き等、本会を取り巻く大きな状況の変化に対応していきます。

▶ 取組方針（具体的方策）

1 医療費等の適正化の推進

- (1) 審査支払機関改革に基づいた審査支払業務の適正な実施に向けた取組
- (2) 介護給付適正化の推進
- (3) 第三者行為求償事務の取組強化

2 保険者支援の充実・強化

- (1) 保険者等事務支援の充実・強化
- (2) 保健事業の支援（国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進）
- (3) 広報事業の推進

3 安定的なシステム運用及びシステム更改・クラウド化に向けた対応

- (1) 安定的なシステム運用に向けた取組
- (2) システム更改・クラウド化に向けた対応
- (3) セキュリティ対策維持・強化及び危機管理体制の取組

4 新たなニーズに伴う業務対応

- (1) 医療DX等国からの要請に対する対応
- (2) 介護情報基盤整備に対する対応

5 効果的で安定した組織基盤の確立・強化

- (1) 効果的な組織体制の構築（人材育成、業務のデジタル化等による経費節減）
- (2) 安定的な財政運営及び適切な会計管理

11 各種協議会・委員会

1 国保運営協議会連絡会に関する事業

- ・宮城県国保運営協議会連絡会の運営
- ・国保運営協議会東北地方連絡会への参画
- ・全国国保運営協議会会長等連絡協議会への参画

2 国保診療施設協議会に関する事業

- ・宮城県国保診療施設協議会の運営
- ・東北地方国保診療施設協議会への参画
- ・全国国保診療施設協議会への参画

3 国保問題調査研究委員会

国保問題調査研究委員会は、理事長の諮問事項について、具体的に調査研究するとともに保険者の意向を反映した問題点の究明に努め、国保連合会と保険者の緊密化を図り、もって国民健康保険事業の発展に寄与します。

4 介護保険調査研究委員会

介護保険調査研究委員会は、理事長の諮問事項について、具体的に調査研究するとともに保険者の意向を反映した問題点の究明に努め、国保連合会と保険者の緊密化を図り、もって介護保険事業の発展に寄与します。

5 保険者協議会に関する事業

宮城県保険者協議会は、宮城県内医療保険者が連携・協力し、住民・加入者の健康増進と医療費適正化を推進するため、以下の事業を行っています。

- ・特定健診等の実施等に関する保険者間の連絡調整
- ・被保険者教育・指導等の共同実施
- ・県地域医療計画等の策定又は変更に関する意見の提出

12 その他

1 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証取得

コンピューター不正アクセス、ウイルス等による情報セキュリティ事故の発生及びマイナンバーの運用開始から、個人情報漏えい等の防止を図り、情報セキュリティの適切な管理と対外的な信頼性確保を目的として平成29年3月に認証を取得しました。令和7年3月に新規格であるISO27001：2022版への移行と定期審査により認証の継続が認められています。

認証シンボル
(審査機関：BSIグループジャパン株式会社)



2 業務継続計画（BCP）の充実

国保連合会は診療報酬、介護給付費、障害福祉サービス費等の審査支払業務を担っており、災害発生時においても、本会の社会的責任として支払業務等を優先業務とし、限られた人員・資源を効率的に投入しながら実施することを目的に平成31年1月に業務継続計画（BCP）を策定しています。また、新型コロナウイルス等の感染症により職員等が感染した場合においても、優先業務を迅速に実施するため、令和2年6月に業務継続計画（BCP）「感染症編」を作成しています。

Ⅲ 年 表

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
昭13	1.11	厚生省新設		
	4. 1	国民健康保険法公布（旧法） （農山漁村の住民や都市の商工業自営者のための医療保険制度として制定）		
	7. 1	国民健康保険法施行（旧法）		
14			4.	本吉郡御嶽村（本吉町）、登米郡浅水村（中田町）、伊具郡耕野村（丸森町）の国保組合が県医師会と診療契約を締結。以後各市町村がそれぞれ契約を結ぶ
16	3. 6	国民健康保険法第1次改正（16.7.1施行） 「委員会等の整備に関する法律」の公布により国民健康保険委員会は地方社会保険審査会に統合される		
17	2.21	国民健康保険法第2次改正（17.5.1・18.1.1施行） ・組合設立の強化 ・組合員加入義務の強化 ・保険医療制度	7.	宮城県国民健康保険組合連合会設立 （国保連合会事務所を学務部社会課に設置）
18			4.	国民健康保険診療報酬審査会設置 国保連合会が一括して宮城県医師会と診療契約を締結 審査事務開始（保健婦・審査事務職員配置）
20			一.	戦災により組合事務所、県庁構内に移転
21		事務費、保健婦設置費及び直営診療施設整備費に対する国庫補助制度創設		
23	6.30	国民健康保険法第3次改正（23.7.1施行） ・市町村公営の原則 ・療養の担当者制 ・被保険者の強制加入	一.	宮城県国民健康保険団体連合会に改称
	11.11	社団法人全国国民健康保険団体中央会設立	10.	国民健康保険法施行10周年記念式典挙行
	11.12	国民健康保険法施行10周年記念式典		
24			一.	直営診療施設運営協議会発足
25	3.31	国民健康保険法第4次改正（25.4.1施行） 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審議官及び社会保険審査会附則による改正		
			5.	国保連合会事務所、社会事業会館（跡付丁）へ移転

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
昭26	3.31	国民健康保険法第5次改正（26.4.1施行） ・都道府県診療報酬審査委員会の設置 ・特別の事情がある市はその区域の一部について、国民健康保険事業を実施できることとした ・国民健康保険制度の創設に伴う保険料に関する規定の整備 地方税法改正 ・26年度分の国保税から適用 ・国民健康保険税の創設 ・一部負担金の窓口払いができること ・保険者の自己審査を連合会へ審査委託ができること ・国保連合会は審査機関を設置すべきこと		
			4. 9.18	国民健康保険診療報酬審査委員会設置 審査事務は国保連合会に委託 国保連合会事務所、宮城県自治会館へ移転 宮城県保険者大会開催
27	5.20	国民健康保険再整備資金貸付法の制定 赤字解消の長期融資制度の創設		
28			11.18 3.10	社会保障制度促進県民大会 宮城県国保直診医師協会発足
	4. 1	療養給付費の2割相当を国が補助する助成交付金制度発足		
	8.14	国民健康保険法第6次改正（28.11.1施行） ・日雇い労働者国民健康保険制度創設による同法との調整規定の整備	6.	診療報酬支払保障基金創設
	8.15	昭和28年6月及び7月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法制定	10. 5 11.20	国保連合会事務所、宮城県町村会館へ移転 国民健康保険法施行15周年記念式典挙行
			11.20 12.	第1回社会保障制度促進東北大会開催 直営診療施設運営協議会、国保連合会に合併
29				
30	8. 1	国民健康保険法第7次改正（同日施行） ・国庫補助の義務化と補助率の法定療養給付費補助金（補助率2/10）保健婦補助金（同1/3）事務費補助金（同10/10）	10.	機関誌「宮城の国保」第1号発刊
31	12.20	国民健康保険法第8次改正（同日施行） ・身体障害者福祉法等の一部を改正する法律により改正 ・新医薬制度の発足に伴い薬剤師代表を国保運営協議会委員に加える	10.10	宮城県国民健康保険振興大会開催
32			4.	保健婦育英資金制度創設
	4.12	国民皆保険推進本部設置	10. 5	宮城県保険者大会

国保連合会ガイド

年	月日	国民健康保険制度				月日	宮城県国民健康保険団体連合会																
昭33						5.	国保連合会支部組織一部統合																
	10. 3	国民健康保険法施行 20 周年記念式典				11. 1	宮城県国民健康保険振興大会及び国民健康保険法施行 20 周年記念式典挙行																
	12.27	国民健康保険法公布（新法）（34.1.1 施行） ・市町村の国保事業実施義務 ・被保険者範囲の明確化 ・調整交付金（5/100）の創設事務費（10/10）及び療養給付費（2/10）の義務負担による国の責任の明確化 ・給付内容の充実 ・給付水準の標準化 ・都道府県単位の療養取扱機関制度																					
	12.31	全国国民健康保険団体中央会を改組し、社団法人国民健康保険中央会が設立																					
34	1. 1	国民健康保険法施行（新法）				1.	国保連合会に診療報酬審査委員会を設置 石巻市ほか66保険者が連合会に診療報酬審査を委託（他保険者も以後随時委託）																
						3.31	国保連合会支部制度廃止																
35	4.20	国民健康保険法第1次及び第2次改正（35.1.1 施行） ・国税徴収法の関係法律施行法及び地方税法の一部を改正する法律により改正 ・保険料の督促、滞納処分に関する規定の整備				11.	石巻市ほか71保険者が連合会に診療報酬の支払いを委託（他保険者も以後随時委託）																
						1.	県民皆保険達成																
						4.21	国民健康保険全県実施記念式典挙行																
36	4. 1	国民皆保険達成 <table><tr><td>区 分</td><td>市町村</td><td>国保組合</td><td>計</td></tr><tr><td>保険者数</td><td>3,477</td><td>159</td><td>3,636</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>1,071 万</td><td>65 万</td><td>1,136 万</td></tr><tr><td>被保険者数</td><td>4,511 万</td><td>170 万</td><td>4,681 万</td></tr></table> (一世帯あたり被保険者数4.12人)				区 分	市町村	国保組合	計	保険者数	3,477	159	3,636	世帯数	1,071 万	65 万	1,136 万	被保険者数	4,511 万	170 万	4,681 万		
区 分	市町村	国保組合	計																				
保険者数	3,477	159	3,636																				
世帯数	1,071 万	65 万	1,136 万																				
被保険者数	4,511 万	170 万	4,681 万																				
	6.15	国民健康保険法第3次改正（同日施行） ・日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律附則により改正																					
	6.17	国民健康保険法第4次改正（36.10.1 施行） ・世帯主の結核性疾患及び精神障害の7割給付実施				11.14	第8回社会保障制度促進東北大会開催																
37	3.31	国民健康保険法第5次改正（37.4.1 施行） ・療養給付費国庫負担又は補助率を25/100に引き上げ																					
	5.16	国民健康保険法第6次改正（37.10.1 施行） ・審査請求と訴訟に関し審査前置規定を制定（行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により改正）				4.	宮城県柔道整復師会と協定（療養費払審査）																
	5.30	国民皆保険達成記念式典																					

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
昭37	9. 8	国民健康保険法第7次改正（37.12.1施行）		
	9.15	国民健康保険法第8次改正（37.10.1施行） ・行政不服審査法の制定に伴う条文整理及び 字句の修正（行政不服審査法の施行に伴う 関係法律の整理等に関する法律により改正）	10. 5	宮城県国民健康保険振興大会開催
38	3.31	国民健康保険法第9次改正（38.4.1施行） ・療養給付期間制限 ・療養給付範囲の制限撤廃 ・生活保護法との併給廃止 ・調整交付金の総額を5/100から10/100に 引き上げる ・低所得者に対する減税の実施		
	6. 8	国民健康保険法第10次改正（39.4.1施行） ・地方自治法の一部を改正する法律により字 句整理	4.	国保連合会に対する県費補助金（事業費及び 審査支払事務費）
	10. 1	世帯主の全疾病について7割給付実施	9.14	第3回国保医学会学術集会を地方で初めて開 催（全国国保地域医療学会の前身）
39	7. 6	国民健康保険法代11次改正（39.10.1施行） ・地方公務員共済組合法の一部を改正する法 律により字句整理	9.	国保連合会事務所、宮城県民会館に移転
40	6.11	国民健康保険法第12次改正（40.8.1・41.2.1施行） 労働者災害補填保険法の一部を改正する法律 により字句整理		
41	6. 6	国民健康保険法第13次改正（41.6.6・43.1.1施行） ・世帯員の7割給付（世帯員7割給付4か年 計画にそって引き上げ） ・療養給付費補助金の補助率を25/100から 40/100に引き上げ ・調整交付金を10/100から5/100に引き下げ ・保険料の滞納処分規定整備	11.	国保問題調査研究委員会設置
42			1.	宮城県全被保険者7割給付達成
	7.25	国民健康保険法第14次改正（42.11.10施行） ・住民基本台帳法制定に伴い、被保険者資格の 得喪に関する規定を改正する法律により改正	4.	交通事故通報実施（レセプトによるもの）月1回
	8. 1	国民健康保険法第15次改正（42.12.1施行） ・地方公務員災害補償法の制定に伴う整理	11.18	国保直診医師協会を廃止し、国保診療施設医 師部会を創立
43	1. 1	国民健康保険の全保険者に対して7割給付実施		
			8. 1	国民健康保険法施行30周年記念式典挙行
			10. 3	第15回国国民健康保険東北大会を開催
	10.24	国民健康保険法施行30周年記念式典		

国保連合会ガイド

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
昭44	4. 1	厚生省保険局国民健康保険課に国民健康保険指導室を新設	9.	国保連合会機械化研究調査委員会設置
45	5.31	日雇労働者健康保険の擬制適用の取扱廃止（これに伴い、昭和45年度に新たに38の国保組合が設立）		
	6. 1	国民健康保険法第16次改正（同日施行） ・許可認可等の整理に関する法律の改正による改正		
46			5. 11.	審査支払業務電算処理開始（入力作業本会で実施） 県単独事業、老人医療費75歳以上実施
47	1.20	国民健康保険法施行令改正（47.2.1施行） ・都道府県知事の告示及び国保組合の公示に関する規定を整備		
48	10. 1	沖縄県の一部市町村が国民健康保険事業を実施		
	1. 1	老人福祉法の一部改正により老人（70才以上）に対し医療費無料化を実施	1. 2.	県単独事業、0歳児及び重度心身障害児の10割給付実施 全保険者老人医療費等の審査支払受託（仙台市は国保組合の被保険者のみ）
	4. 1	沖縄県が皆保険を達成 老人医療費の波及増の緩和のための老人医療対策臨時補助金が予算化される 高額療養費の一部補助として療養給付改善特別補助金が予算化される	4.	被保険者証の統一化（共同印刷）
	9.21	国民健康保険法17次改正（48.12.1施行） ・労働者災害保険法の一部改正による改正		
	9.26	国民健康保険法18次改正（48.10.1・50.10.1施行） ・高額療養費を支給することとし、50年9月30日までは任意給付とした		
49			1.	県単独事業、1歳児10割給付実施
50	4. 1	老人と高額療養費の財政補助を臨時財政調整交付金として予算化される		
	7. 1	高額療養費制度の給付（任意）実施	8. 2 1.	宮城県国保運営協議会連絡会発足 県単独事業、2歳児10割給付実施
	2.21	老人保健医療問題懇談会（厚相の私的諮問機関設置）		
51	10. 1	高額療養費が法定給付となる（被保険者負担額30千円） 県外分診療報酬全国決済制度の実施	4. 8. 10.22 1.	仙台市、審査支払業務委託 中央に対する夏季実行運動を初めて実施 第22回国民健康保険東北大会を開催 県単独事業、3歳児入院医療10割給付実施
	5.27	国民健康保険法19次改正（54.4.1施行） ・労働者災害補償保険法の改正に伴い字句の整理	4.	国保連合会3か年計画実施

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
昭51	6. 5	国民健康保険法第20次改正（51.7.1施行） ・健保法の改正により国保連合会の診療報酬審査委員会の委員は都道府県知事が定めるところにより三者同数で組織されることとなった	8.10	国保制度改善強化宮城県大会開催（これ以降県大会は毎年開催）
52	3.31	地方税法改正（52.4.1施行） ・擬制世帯主の課税を廃止		
	12.16	国民健康保険法21次改正（53.1.1・53.4.1施行） ・健保法改正により国保組合に対する国庫補助を組合の財政力等に応じ総療養給付の40%までの範囲において増額できることとなった		
53	4. 1	国保保健婦が市町村保健婦に移管	4.	保健婦育英資金給与制度廃止
	6. 8	国保中央会と日本柔道整復師会の間で全国協定について合意	9. 7	国民健康保険法施行40周年記念式典挙行
	11.14	国民健康保険法施行40周年記念式典		
54			4.	国保連合会第2次3か年計画実施 交通事故通報の拡大(関連機関の協力によるもの) 連合会職員の県派遣制度実施（第1回）
			7.	国民健康保険指定保養所設置
55			10.	保険者業務共同処理研究委員会開催
			2.	社団法人日本柔道整復師会と全国協定締結（昭和37年4月協定を廃止）
	4.15	国保中央会は国保保健施設問題検討会を設置し、国保の保健施設問題について抜本的に検討を始める		
	6.15	厚生省は老人保健医療制度準備室を改組し「老人保健医療対策本部」を設置	10.	宮城県公衆衛生協会と保健婦研修事業の委託締結
	12.10	国民健康保険法第22次改正 ・国保保険医、国保薬剤師及び療養取扱機関指導条項の一部改正		
56			4.	第三者行為求償事務共同処理業務開始 求償事務相談員を配置
			5.	保険者業務電算共同処理開始（26保険者受託）
57			4.	電算共同処理16保険者受託
	8.10	老人保健法が衆議院本会議で可決成立	8.	国保指定保養所宿泊助成券制度実施
	10. 1	厚生省は国民医療費適正化総合対策本部を設置	10.13	第29回国民健康保険東北大会を開催
58	1.20	厚生省は老人保健法による医療の担当基準及び医療費の算定基準を告示		
	2. 1	老人保健法がスタート	3.	老人保健法による審査支払事務及び機械共同処理を全市町村から受託 老人保健法による柔整施術の審査支払業務を全市町村から受託

国保連合会ガイド

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
昭58	4.23	厚生省は国保高額医療費共同事業実施要綱を正式通知	4.	電算共同処理19保険者受託
59			8.23	国民健康保険法施行45周年記念式典挙行
			10. 9	国保連合会事務所、国保会館（仙台市二日町）へ移転
60			1.	県単乳幼児医療制度に所得制限を導入
	8. 7	健康保険法一部改正案が衆議院本会議で可決成立し10月1日より実施 ・被用者本人の一部負担導入 ・退職者医療制度の創設 ・高額療養費制度の改正 ・特定療養費制度の新設⑤国保への国庫負担の改定	4.	高額医療費共同事業実施 電算共同処理5保険者受託
61	11. 1	東京都、11月審査分から県外分診療報酬全国決済制度を実施	10.	退職者医療制度実施 国保被保険者証の更新（4月更新から10月更新に切替）
	3. 1	厚生省、特定承認医療機関の承認の実施		
62	4.22	中医協、高度先進技術専門家会議を設置	4.	電算共同処理5保険者受託
	5.21	国保中央会、高額レセプト特別審査を開始（6月診療の7月審査）		
63	7. 1	保険者連絡協議会は「診療報酬の減額査定が行われた場合の医療費通知に関する取り扱い」を開始	8.	常務処理審査委員の設置（内科1名） 県議会に対し、退職者医療制度及び老人保健法に関する意見書を提出
			9.	各市町村議会に対し、「国保財政危機打開に関する意見書」の決議要請
64	12.20	医療法一部改正案が参議院本会議で成立 ・医療法人への指導監督の強化 ・地域医療計画の策定 ・医師1人法人化等		
	1. 9	厚生省、国立病院再編成実施推進本部を設置		
65	4. 1	厚生省、すべての外国人に国保適用（1年以上滞在すると認められる者）	4.	「事業月報」等の電算化実施（61年5月審査分から） 電算共同処理1保険者受託
	12. 1	老人保健法一部改正 62年1月診療分から一部負担金の引き上げ。入院1日につき300円から400円、入院外1月に400円から800円（非課税世帯は2月を限度に1日につき300円）	10.	電算共同処理3保険者受託 以上で74市町村及び1国保組合受託

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
昭62	3. 6	国保中央会で採択された「国保財政安定充実強化推進運動」「国保3パーセント推進運動」へ積極的に取り組むとともにこれらの事項の実現を目指すことを宣言する ①保険料（税）の収納率を1パーセント以上引き上げること②医療費適正化対策により医療費の1パーセント以上の財政効果を上げること③保健施設活動を推進するため保健施設費として保険料（税）の1パーセント以上を確保すること		
63			6. 8. 10. 11. 3.	被保険者教育の一環として新たにビデオデッキ及びテープの貸出実施 国保制度改善強化宮城県大会を白石市で開催（これ以降各地方で開催） 国保財政充実強化推進会議設置（国保3%推進運動スタート） 宮城町が仙台市と合併（73市町村3国保組合） 泉市及び秋保町が仙台市と合併（71市町村3国保組合）
	5.16	国民健康保険法一部改正（6月1日実施） ・保険基準安定制度 ・高医療費市町村における運営の安定化の推進 ・高額医療費共同事業の強化・拡充 ・老人医療費拠出金に係る国庫負担の見直し（2年間の暫定措置）	9. 10.19 12. 1	国民健康保険法施行50周年記念式典挙行 保険者へのレセプト点検実務支援開始 第三者行為求償事務加害者直接請求実施 国民健康保険法施行50周年記念式典（日比谷公会堂） 宮城県柔道整復師療養費審査委員会を宮城県知事が設置（宮城県柔道整復師療養費審査委員会に審査業務を委託）
平元	4. 1	消費税の導入	4. 1 10.	仙台市が政令指定都市に移行 連合会事務所、宮城県自治会館に移転 第36回国民健康保険東北大会を開催
2	6. 7	国民健康保険法一部改正（2.6.15施行） ・保険財政基盤の安定化措置の確立 ・国庫補助制度の拡充等 ・高額医療費共同事業に対する助成 ・老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の見直し（加入者案分率100%）		
3	9.27	老人保健法改正案が衆議院本会議で成立 ・老人訪問看護制度の創設（4.4.1施行） ・公費負担割合を3割から5割に引き上げ（4.1.1施行・4.4.1施行） ・一部負担金の改正	4. 1 7. 10. 1	国保運営資金融資制度実施 機関誌「宮城の国保」を「みやぎの国保」に変更 市町村保健婦等の老人介護臨床研修を開始
	11.18	「老人保健福祉計画」の策定指針の骨子発表		

国保連合会ガイド

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
平4			4. 1	国保連合会保健婦を配置 老人電算共同処理業務の実施（4月審査分/ 仙台市・塩釜市を除く） 保険者主催の各種イベントへの着ぐるみ・の ぼり旗等貸出開始 事業月報のFD化実施
	9. 4	医療保険審議会総会開催 国保部会設置		
	5 3.31	国民健康保険法一部改正（5.4.1 施行） ・国保財政安定化支援事業の拡充・暫定的制 度化と保険基盤安定制度に係る暫定措置 ・国保特別対策費補助金の拡充 ・国保医療費適正化特別対策基金（仮称）の設置 ・老人加入率20%超保険者に対する財政支 援措置の実施 ・高額医療費共同事業の暫定継続		
			4. 1	常務処理審査委員の設置（外科1名）
			10. 1	国民健康保険法施行55周年記念式典挙行
6			11. 1	国保保健施設活動推進委員会設置
	6.23	健康保険法等改正案（国保法、老健法など準 じる）が成立（6.10.1 施行） ・入院時食事療養費制度の導入 ・付添看護・介護の見直し ・在宅医療の推進 ・出産育児一時金の創設 ・老健施設の整備に拠出金制度創設 ・老人保健施設審議会の設置 ・利用者本位のサービス提供体制の整備		
	8.29	レセプト電算処理システム特定地区実施で日 医と合意		
			11. 9	国民健康保険理事者会議（トップセミナー） を開催
	7 3.31	国民健康保険法一部改正（7.4.1 施行） ・保険料（税）軽減制度の拡充 ・高額医療費共同事業の拡充・強化等 ・基準超過医療費共同負担制度の見直し ・保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措 置の延長 ・国保財政安定化支援事業の延長 ・精神病院への措置入院、結核療養所への命 令入所に係る住所地主義の特例措置の創設 （7.7.1 施行）		
7	3.31	老人保健法施行令一部改正（7.4.1 施行） ・平成7年度の老人医療費拠出金算定に用い る老人加入率は、上限20%→22%、下限 1%→1.4% ・今回の改正により著しい財政影響を受ける 保険者に財政的支援を実施 ・老人医療費拠出金制度のあり方を、3年以 内に見直し		
	4. 1	老人医療に係る一部負担金を、外来1,010円 に引き上げ	4. 1	常勤常務理事を配置 連合会財務会計の電算処理開始

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
平7	5.19	結核予防法・精神保険法一部改正（7.7.1 施行） ・精神保険法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められる ・精神医療の措置入院、結核医療の命令入所、精神・結核の適正医療が公費優先から保険優先となる		
	8 3.27	老人保健法施行令一部改正（8.4.1 施行） 平成8年度の老人医療費拠出金算定に用いる老人加入率の上限を24%に引き上げ		
8	4. 1	老人医療に係る一部負担金を、外来1,020円に、入院710円に引き上げ	4. 1	国保連合会保健婦の職名を保健事業専門員と改正
	8.16	入院時食事療養費の標準負担改正（8.10.1 施行）	10. 1	全国板金業国保組合及び全国左官タイル塗装業国保組合の診療報酬審査支払業務の受託解消（9.4月審査分から） 第43回国民健康保険東北大会を開催
	12.24	療養の給付、老人医療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正 診療報酬明細書様式A4判化		
	9 3.14	老人保健法施行令一部改正（9.4.1 施行） 平成9年度の老人医療費拠出金算定に用いる老人加入率の上限を25%に引き上げ	3. 1	在宅保健活動者連絡協議会「けやきの会」を設置
	6.20	国民健康保険法一部改正（9年度） ・高額医療費共同事業の拡充 ・保険基盤安定制度に係る国庫負担の段階的復元 ・国保財政安定化支援事業の延長	4. 1	在宅医療等推進事業（国保ネットイン宮城）の実施 第三者行為求償事務手数料の導入
9	6.20	健康保険法一部改正（9.9.1 施行） ・被用者保険本人の一部負担引き上げ 1割→2割 ・政管健保保険料の引き上げ 82%→86% ・寝たきり老人以外への訪問指導対象者の拡大 ・老人外来一部負担の見直し ・老人入院の一部負担見直し ・外来薬剤の一部負担の新設	8. 1 10. 1	連合会事務機構改革（介護保険準備室を設置） 「国保制度改善強化宮城県大会」に替え「宮城健康フェスティバル」を開催
	12. 9	介護保険法・施行法成立（12.4.1 施行）		
	10 4. 1	医療法一部改正（10.4.1 施行） ・療養型病床群の診療所への設置 ・地域医療支援病院の創設 ・医療計画の見直し ・総合病院制度の廃止	4. 1	老人電算共同処理業務に塩釜市加入（4月審査分から）
10	6.10	国民健康保険法一部改正 ・市町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の1/2を退職者医療制度で負担（10.7.1 施行） ・老人医療費拠出金算定に用いる老人加入率の上限を30%に引き上げ（10.7.1 施行） ・市町村国保の事務費負担金を一般財源に（10年度の負担金から） ・診療報酬の不正請求の防止 ・保険医療機関の病床の指定		

国保連合会ガイド

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
平11	4. 1	老人医療に係る一部負担金引き上げ		
	7. 1	老人医療に係る薬剤一部負担軽減特例措置		
12	4. 1	介護保険法施行	4. 1	介護保険準備室を廃止し、介護保険課を設置 介護給付費等審査委員会の設置 介護サービス苦情処理委員会の設置 介護保険苦情相談員を配置
	12. 6	健康保険法の一部改正（13.1.1 施行） ・老人医療に係る一部負担金の引き上げ		
13	1.16	省庁統合により厚生省から厚生労働省に		
			4. 1	レセプト入力業務（調剤）についてOCR方式を導入、自治会館4階に事務室取得
			9. 4	宮城県国民健康保険診療施設協議会設立
14	8. 2	健康保険法の一部改正（14.10.1 施行） ○平成14年10月実施 ・一部負担金の見直し ・高額療養費の見直し ・退職者被保険者等に係る老人医療費拠出金 の見直し ・国保広域化等支援基金の創設 ○平成15年4月実施 ・退職被保険者等の一部負担金の見直し ・外来薬剤一部負担金の廃止 ・高額療養費の見直し	4. 1	出納室を廃止し、財務課を設置
	10. 1	国民健康保険法の改正 ・3歳未満児の一部負担金2割 ・70歳以上の一部負担金1割（一定以上所得者は2割） ・老人保健対象者の年齢引き下げ ・退職者被保険者に係る老健拠出金の見直し ・基準超過費用額の算定見直し ・出産費資金貸付事業の規程の整備	9.26	「宮城健康フェスティバル」及び「健康維持増進シンポジウム」を統合し、「こくほ健康フォーラム21」に改編
15	3.28	「医療制度改革の基本方針」閣議決定		
	4. 1	国民健康保険法の改正 ・退職被保険者等の一部負担金3割 ・外来薬剤一部負担金の廃止 ・特例療養費の廃止 ・保険料徴収の私人委託 ・療養給付費拠出金の算定見直し ・高額医療費共同事業の拡充及び制度化	4. 1	加美郡「加美町」発足 （中新田町、小野田町、宮崎町の3町が合併）
	5. 1	「健康増進法」施行	10.21	第50回国民健康保険東北大会を「グランディ21」で開催

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
平16	8. 1	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」施行		
17	4. 1	介護保険法の一部改正 「個人情報保護法」施行	4. 1	新「石巻市」発足（石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町の1市6町が合併） 「栗原市」発足（築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村の9町1村が合併） 「登米市」発足（迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町の9町が合併） 「東松島市」発足（矢本町、鳴瀬町が合併）
18	10. 1	介護保険法等一部改正	10. 1	宮城県乳幼児助成事業に係る審査支払事務開始 本吉郡「南三陸町」発足（志津川町、歌津町が合併）
			1. 1	遠田郡「美里町」発足（小牛田町、南郷町が合併）
			3.31	新「気仙沼市」発足（気仙沼市、唐桑町が合併） 「大崎市」発足（古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町の1市6町が合併）
	4. 1	障害者自立支援法施行		
	6.14	健康保険法等改正案成立公布日（H18.4から適用） ・国保財政基盤強化策（高額医療費共同事業等）の継続（H18.10.1施行） ・現役並み所得の高齢者患者負担2割から3割に引き上げ ・療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担見直し ・保険診療と保険外診療併用の再構成 ・保険財政共同安定化事業創設 ・地域型健保組合の創設（H19.3.1施行） ・中医協の委員構成見直し、団体推薦規定の廃止（H19.4.1施行） ・傷病手当金・出産手当金の支給率見直し（H20.4.1施行） ・医療費適正化計画の策定（都道府県） ・保険者に対する一定の予防検診等の義務付け ・70歳から74歳までの高齢者患者負担1割から2割に引き上げ ・乳幼児医療費の負担軽減対象を3歳未満から義務教育就学前までに拡大 ・後期高齢者医療制度（75歳以上）の創設 ・前期高齢者の医療費の財政調整制度（65歳から74歳まで）の創設（H20.10.1施行） ・政管健保の公法人化、財政運営の都道府県単位化（H24.4.1施行） ・介護療養型医療施設の廃止		
19			4. 1	全疾病分析事業を共同電算処理事業へ移行 レセプトオンライン請求開始
			5.	保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金の国保診療報酬との相殺を開始
			10. 1	障害者自立支援法に基づく障害介護給付費等支払業務受託
20	3.31	老人保健制度廃止		

国保連合会ガイド

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
平 20	4. 1	後期高齢者医療制度施行 乳幼児の医療費2割負担「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前まで」に拡大 退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に変更 高額医療・高額介護合算制度の創設 65歳以上の保険料（税）が特別徴収（年金天引き）	4. 1	後期高齢者医療制度施行に伴い宮城県後期高齢者医療広域連合と各種委託契約を締結 後期高齢者医療（長寿医療制度）審査支払受託 保険料の年金からの特別徴収における情報交換業務受託 特定健診等データ管理システム導入
			5. 1	保険者レセプト管理システム導入（調剤レセプトから段階的实施）
	21	1. 1		
		4. 1	4. 1	障害者自立支援法に基づく障害児施設給付費等支払業務受託
		10. 1	10. 1	高額医療・高額介護合算制度に基づく算出事務開始 介護職員処遇改善交付金算定等事務を期間限定（H21.10～H24.3）で開始
22	11.25	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正する省令の施行 ※電子レセプト請求義務化（免除、猶予届提出機関除く） ・400床未満レセコン使用病院、レセコン使用薬局H21.12診療分から ・レセコン使用医科病院、診療所H22.7診療分から ・レセコン使用歯科病院、診療所H23.4診療分から	9. 1	新「気仙沼市」発足（気仙沼市、本吉町が合併）
			9.18	外部監査の導入
			10. 2～3	第49回全国国民健康保険診療施設地域医療学会を「仙台国際センター」で開催
	4. 1	旧総合病院の診療科廃止 調剤レセプトに処方箋発行医療機関コード追加		
	5.19	国民健康保険法の改正 ・国保の財政基盤強化策4年間延長 ・資格証明書交付世帯の高校生世代への短期被保険者証（6か月）交付（7.1施行） ・都道府県による広域化支援方針の策定 ○保険財政共同安定化事業の拡充 ・対象医療費の引き下げ ・拠出方法の見直し（所得割導入による選択肢追加）	10.20	第57回国民健康保険東北大会を「名取市文化会館」で開催
23	3.11	東日本大震災に係る医療保険制度の特別措置 ・被保険者証なしでの受診（氏名・生年月日等の申し出ること医療機関受診が可能） ・一部負担金等の徴収猶予（一部負担金等の免除）	3.11 3.	東日本大震災発生 被災保険者の診療報酬立替払を実施

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
平 23	4.	出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の恒久化	4.	震災対応の保険者支援開始
	5.	国保中央会 国保総合システム運用開始		
	6.22	介護保険法改正	10.	国保総合システム本稼働
24	4. 1	70歳～74歳までの負担割合の特例措置	4.	診療報酬早期支払開始
	4. 6	国民健康保険法の改正 ・定率国庫負担の割合引き上げ ・都道府県調整交付金の割合引き上げ ・財政基盤強化策の恒久化 ・財政運営の都道府県単位化の推進	4. 1	障害福祉サービスにおけるデイサービス等の児童福祉法への移管に伴い、障害児給付費等支払業務受託開始
	7. 9	住民基本台帳法に連動した外国人の国保適用条件の見直し	10.13	第25回全国健康福祉祭 宮城・仙台大会「ねりんピック宮城・仙台2012」で協賛イベント「いきいき国保健康ひろば～健康でつなごう みんなの絆～」を開催
25	4. 1	障害者自立支援法が障害者総合支援法に法律名変更 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」	4. 1	高額障害福祉サービス費等支給処理受託開始
	12.	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法案）成立	8.	宮城県国民健康保険団体連合会柔道整復療養費審査委員会の設置（協会けんぽ及び健保連からの分離開催の開始）
26	6.18	地域医療・介護総合確保推進法案の成立により保険者協議会が法制化	9.	保健事業支援・評価委員会の設置
			10.	国保データベース（KDB）システム稼働
			11.	介護給付費等のインターネット請求開始
27	1. 1	国民健康保険法の改正 ・高額療養費制度（70歳未満の限度額3区分→5区分）		
	4. 1	保険財政共同安定化事業対象医療費「1円以上」に拡大 介護保険制度改正（新総合事業の開始）	4. 1	介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）審査支払業務受託開始
	5.27	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律成立 ・国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への意向などによる医療保険制度の財政基盤の安定化 ・健保組合などが負担する後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入 ・医療費適正化計画の見直しや予防・健康づくりの促進による医療費適正化の促進 ・患者申出療養の創設 等		
28	1. 1	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）開始		

国保連合会ガイド

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
平 28	4. 1	紹介状なしの大病院受診時定額負担の導入	4. 1	第三者行為における損害保険関係団体と傷病届提出の覚書締結
	10. 1	入院時食事療養費等標準負担額の見直し	10.10	「富谷市」発足（富谷町から市制施行）
29			3.27	情報セキュリティマネジメントシステム ISMS（ISO/IEC27001）の認証
			7.	中期経営計画の策定
30			10. 4	国保中央会と国保連合会が「国保審査充実・高度化基本計画」を公表
			1.	次期国保総合システム稼働
31			3.31	国保保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の廃止
	4. 1	新国保制度施行（都道府県が国保財政の運営主体に）	4. 1	宮城県が構成員（会員）として加入 国保情報集約システム稼働 国保保険給付費等交付金（普通交付金）収納事務受託 障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務受託開始 損害賠償求償事務の対象範囲拡大（闘争・犬咬傷・食中毒等）
31	6. 3	公布 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（2016年法律第65号）4月1日施行	1.	業務継続計画（BCP）の策定
			3.27	情報セキュリティマネジメントシステム ISMS（ISO/IEC27001）の再認証
令 元	5.22	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の公布	4.	風しん抗体検査及び予防接種費用支払事業の開始
			12.20	高齢者の保健事業セミナー開始
2			1.21	糖尿病性腎症重症化予防研修会の開始
			2.	第2期中期経営計画の策定
	4. 1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施施行	4.	業務継続計画（BCP）感染症編を策定
			5.	介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付審査支払等システム一拠点化運用開始
	7.	「審査支払機能の在り方に関する検討会」が検討結果を取りまとめ、「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」を公表	6.	「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての研修会」開催

年	月日	国民健康保険制度	月日	宮城県国民健康保険団体連合会
令3	3.	公表された報告書に基づき、厚生労働省・支払基金・国保中央会の3者が、審査支払機関で使用するシステムの共同開発・共同利用などの取組や、審査結果の不合理な差異の解消への取り組みを示した2つの工程表からなる「審査支払機能に関する改革工程表」を策定し、公表	2.	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業開始
	10.20	マイナンバーカードの健康保険証利用 オンライン資格確認システムの本格運用開始	4. 7. 1 10. 5	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等費用支払事業の開始 第三者行為における損害保険関係団体と傷病届提出の覚書再締結 オンライン資格確認システムにおけるレセプト振替・分割開始
	4		4.	新型コロナワクチン請求支払事務の拡充 風しんの追加的対策における事業の延長(拡充) 保健事業関係データ提供の拡充
5			6. 3.	介護職員処遇改善支援補助金支払業務の実施 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業を終了
			4.	特定健診受診率向上事業の実施 風疹の追加的対策における請求支払事務の実施の拡充 介護保険におけるケアプランデータ連携システム運用開始に伴う業務の実施 国保総合システム・国保情報集約システム・国保データベースシステム(KDB)システムのクラウド化への対応
6	12. 2	新たな健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行	4.	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等費用支払事業の終了
7			3.	風しん抗体検査及び予防接種費用支払事業の終了 情報セキュリティマネジメントシステムISMS(ISO/IEC27001)の新規格「2022版」への移行及び再認証

アクセス

宮城県国民健康保険団体連合会

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号



交通機関をご利用の場合

- 地下鉄南北線
「勾当台公園駅」から
.....徒歩 5分
- バス停
「県庁市役所前」から
.....徒歩 4分
- JR「仙台駅」から
.....徒歩 20分

問合せ先

Webサイト <https://www.miyagi-kokuho.or.jp>

担 当	TEL (FAX)	E-mail
総務課	022-222-7070 (7031)	soumu@miyagi-kokuho.or.jp
財務課		zaimu@miyagi-kokuho.or.jp
事業推進課	022-222-7077 (7260)	kikaku@miyagi-kokuho.or.jp
		jigyuu@miyagi-kokuho.or.jp
介護保険課	022-222-7079 (7260)	kaigo@miyagi-kokuho.or.jp
審査係		
介護サービス苦情相談窓口		
障害者総合支援担当	022-290-2100 (7260)	kanri@miyagi-kokuho.or.jp
審査管理課	022-222-7074 (7107)	
情報管理課	022-222-7170 (7072)	
審査業務課	022-222-7075 (7107)	sinsa1@miyagi-kokuho.or.jp
		sinsa2@miyagi-kokuho.or.jp
		sinsa3@miyagi-kokuho.or.jp
		sinsa4@miyagi-kokuho.or.jp
		sinsa5@miyagi-kokuho.or.jp
		sinsa6@miyagi-kokuho.or.jp

〈令和7年9月発行〉



この印刷物は、
輸送マイルージ低減によるCO₂削減や
地産地消に着目し、国産米ぬか油を使用した
新しい環境配慮型インキ「ライスインキ」で印刷し、
印刷用の紙へリサイクルできます。